

目次

【第1部 総論】

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の背景	2
3. 計画の性格	6
4. 計画の期間	10
5. 計画策定の体制	10
6. 第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進体制	11
第2章 由布市の地域福祉を取り巻く現状	13
1. 各種統計データからみる由布市	13
(1) 人口・世帯の状況	13
(2) 高齢者の状況	14
(3) 児童の状況	17
(4) 障がいのある人の状況	18
(5) 生活保護の状況	18
(6) 母子・父子世帯の状況	19
(7) 児童扶養手当支給の状況	20
(8) 地域の福祉資源の状況	20
2. 市民意識調査からみた地域福祉の状況	22
(1) 調査概要	22
(2) 調査結果	22
(3) 福祉施策の重要度と充足度	23
(4) 調査からみた福祉施策の課題について	28
3. 団体アンケート・ヒアリング等からみえてきた地域福祉課題	30
(1) 地域のつながりについて	30
(2) 地域活動について	30
(3) 高齢者・障がい者について	31
(4) 子ども・子育て家庭について	31
(5) 地域の安全・安心について	32
(6) 情報提供・相談体制について	32
(7) 人権啓発について	32
(8) 地域福祉の体制について	33

第3章 計画の基本方針	34
1. 基本理念	34
2. 基本目標	35
基本目標1 支えあいの気持ちや地域の人材づくり	35
基本目標2 支えあいのしくみづくり	35
基本目標3 利用しやすい福祉サービスのしくみづくり	36
基本目標4 安心安全なまちづくり	36
3. 計画の体系	37

【第2部 各論】

基本目標1 支えあいの気持ちや地域の人材づくり	39
基本目標2 支えあいのしくみづくり	52
基本目標3 利用しやすい福祉サービスのしくみづくり	57
基本目標4 安心安全なまちづくり	70

【第3部 各論】

1. 市民との協働	76
2. 市と社会福祉協議会との連携	76
3. 計画の進行管理	76
4. 計画内容や進捗状況の周知	76

【資料 編】

1. 由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	77
2. 由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	79

「誰もが安らげる福祉のまちづくり」を目指して



由布市は、第2次総合計画の基本理念として「連携」と「協働」により、「創造」と「循環」を生み出しながら、「地域自治を大切にした住み良さ日本一のまち 由布市」をまちづくりの目標に、市民の皆様とともに取り組んでいます。

一方、自治体を取り巻く環境は、少子高齢化による本格的な人口減少時代に突入し、これを背景に個人の意識やライフスタイルが多様化・複雑化していく中で、災害などによる安全・安心に対する意識の高まりなど、社会福祉を取り巻く環境も大きく変化してきております。

このような社会情勢の変化を踏まえつつ、誰もが安心して暮らし続けるためお互いが尊厳を保ち、個々の能力を発揮でき、地域全体で支え、やさしいまちを目指すため、「～みんなで作ろう！誰もが安らげる福祉のまち 由布市～」を基本目標として、由布市社会福祉協議会と共同で『第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画』を策定いたしました。

今回の計画見直しにあたりまして、これまで策定してきた第1期・第2期の基本理念・基本目標を踏まえ、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、すべての住民が互いに人権を尊重し、住民自らが地域福祉の担い手として主体的に参画し「お互いに助け合っていく」という、地域コミュニティづくりの意識を構築していきます。

また、各種団体のヒアリング等で出された地域の現状や課題を基に、その解決に向けた施策や体制等を整備するため、福祉団体と連携を図りながら、この計画の着実な推進に努めて参りたいと思いますので、皆さまのより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました計画策定委員の皆さまをはじめ、各種団体のヒアリング・アンケート調査への回答にご協力をいただきました住民の皆さま、並びに関係者の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成30年 3月

由布市長 相馬 尊重

「みんなでつくろう！誰もが安らげる福祉のまち」



平成27年9月に、厚生労働省は「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を発表し、多様化する福祉ニーズへの対応や人口減少社会の到来を踏まえ、新しい地域包括支援体制を構築するとともに、新たな体制を支える環境の整備を維持し、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う地域共生社会の実現を目指すこととしました。

当該ビジョンの内容は、平成28年6月2日に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」にも位置づけられ、同年7月、厚生労働省内に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置、取り組みの推進が本格化されました。

その後、平成29年2月7日付けで第193回通常国会に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が提出され、地域共生社会の実現に向けた「市町村における包括的な相談支援体制づくり」や「地域福祉計画の上位計画への位置づけ」「共生サービスの創設」等が盛り込まれた内容が、同年5月に可決しました。このことは、国が本気で「地域共生社会」の推進に向け取り組もうとする表れであります。

これまで由布市社会福祉協議会では、由布市と協働して、平成20年3月に第1期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画、平成25年3月に第2期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画を5ヶ年の期間を定めて策定し、計画に盛り込まれた多くの事業を進めてまいりました。

上位計画となった第3期計画は、策定委員会の議論を中心に、多くの関係者や団体等から聞き取り調査やご意見をいただきながら、すべての人が様々な違いや価値観を認め合い支え合い、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりを目指して策定されました。

具体的には、大きく4つの実施計画を掲げ、地域課題や生活課題についての状況、今後、目指すべき姿について、分かりやすくまた具体的に記述。由布市、社会福祉協議会などがそれぞれの役割を果たし、「地域で暮らしを支える福祉の充実」の実現を目的に作成しています。

この計画の実施にあたっては、市民、関係機関、施設、団体等のご協力が不可欠であり、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、この計画が、皆様の日常生活の中で、より安全で安心して仲良く暮らせる地域社会をつくっていくことに少しでもお役に立てればと願っています。

終わりに本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました委員の皆様、関係者の皆様にご心から感謝申し上げます、あいさつとさせていただきます。

平成30年 3月

由布市社会福祉協議会 会長 三ヶ尻 隼人

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

由布市も国の動向と同様に、急速な少子高齢化が進行しており、加えて地域の過疎化、都市化の急速な進展や核家族や高齢者世帯、単独世帯の増加が進んでいます。また、価値観や生活スタイルの多様化に伴う、個を中心とした生活形態など、地域でのつながりが希薄化しています。このような状況の中、福祉ニーズが多様化する一方で、社会福祉・社会保障にかかる費用は増大し、従来の福祉サービスだけでは、地域の状況に即した対応が難しくなっています。

この傾向は、5年前より一層強まり、地域でお互いに助け合いながら、安心して暮らせる社会のしくみづくりが必要となっています。

また、障がいや疾患を持っている人や、十分に養育される環境にない子どもたち、あるいは生活に困窮する人たちにあっても、安心して地域の中で暮らすことができるような社会をめざす、「ノーマライゼーション」の考え方が根づいてきたことによって、バリアフリー環境の確保や、障がいを持った人等の地域・在宅での生活支援の在り方が近年問われるようになってきました。高齢者が増える中、いつまでも住み慣れた地域で暮らしたいと望む人々も増えてきており、地域で暮らす人々にとって「地域で暮らしを支える福祉の充実」は早急に解決しなければならない問題となってきました。

すべての市民が互いに人権を尊重し、生活の中心である地域において助け合い、誰もがその人らしい安心で充実した生活ができるような地域社会をみんなで築いていき、地域住民、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政機関等がそれぞれの役割を果たしながら助け合い、地域の課題に対して、よりよい方策を見出していくことが、地域福祉の基本的な考え方です。

平成18年度に策定した由布市総合計画(計画期間:平成19年度～平成27年度)では、本市が目指す将来像を「地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち」と定め、思いやりの心を結ぶ住み良いまちを目指すために、隣近所のつきあい、ふれあいにより、「お互いに助け合っていく」という地域自治コミュニティの意識を構築し、地域全体で福祉や環境、教育、防犯、防災など様々な問題に協力して取り組み「相互扶助の精神」を大切にしたい、顔が見える地域コミュニティづくりを推進しています。平成28年度策定の第2次由布市総合計画においても同様の流れです。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、家族のみならず、地域に暮らす人々の助け合いや支え合いといった地域の「絆」の大切さが再認識されました。その後、本市では、平成28年に熊本震災を体験し、地域の「絆」をより深め、「相互扶助の精神」を培っていくことが、地域福祉の充実を図っていくうえで、大変重要な視点であると目の当りに感じ、地域のつながりの再構築と充実の必要性を感じています。

本市では、平成20年3月に第1期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、平成25年に第2期計画を策定しておりその基本理念、基本目標を基礎としつつ、計画から5年が経過した現在の状況を踏まえ、地域福祉をより一層推進し、すべての市民が地域で安心して生活できる社会を実現していくため、「第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

2. 計画策定の背景

(1) 国の動向

国において平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、その後も様々な通知が示されました。近年の動向としては平成26年、生活に困窮しながらも、生活保護や他の制度の受給対象とならない「制度の狭間」に置かれている人々の増加に対応するため、「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画に盛り込む事項（平成26年3月27日社援発0327第13号厚生労働省社会・援護局通知）」が示され、平成27年4月には「生活困窮者自立支援法」が施行されたことにより、生活保護に至る前段階での自立相談支援事業や住居確保給付金などが必須事業として市町村に義務付けられました。他に就労準備支援事業や学習支援事業などは任意事業として示されました。

平成28年7月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めているほか、平成28年10月に地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）を立ち上げ、地域福祉計画において各福祉分野に共通して取り組むべき事項等のとりまとめを行いました。

	国の動き
平成24年	・厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」
平成25年	・社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ・社会保障制度改革国民会議報告書 ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行

	国の動き
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行 ・子ども・子育て関連3法成立（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法改正 ・生活困窮者自立支援法施行 ・厚生省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法一部改正 ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）報告書最終とりまとめ

■「地域共生社会」の実現に向けて【概要】

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

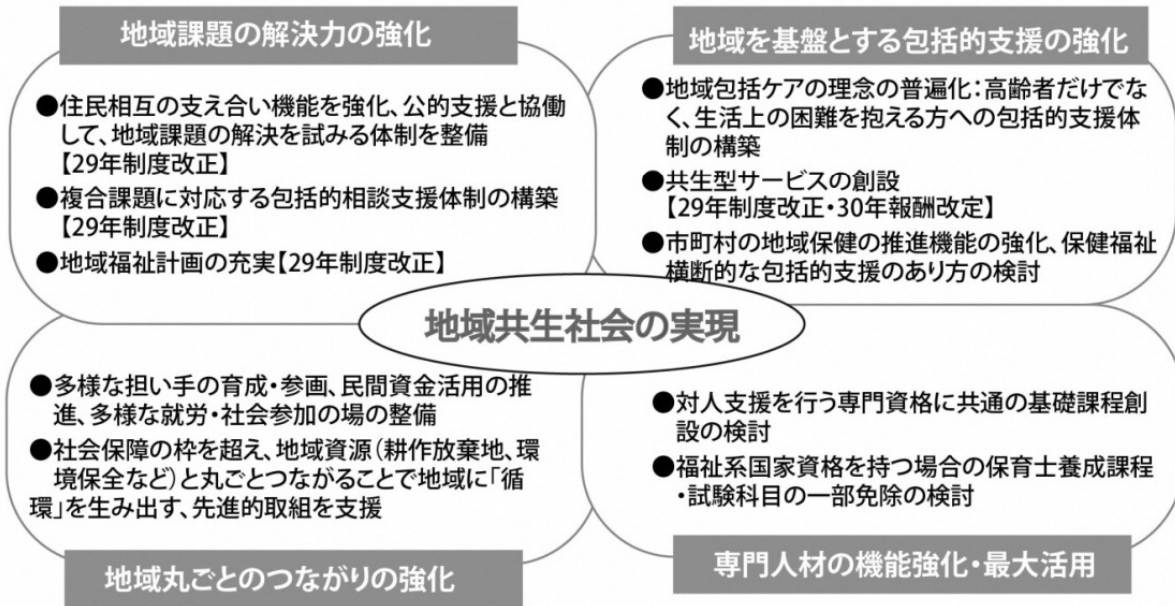
公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

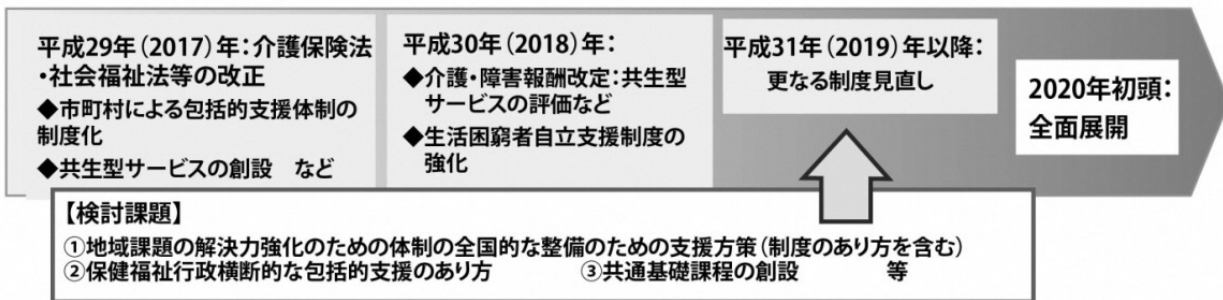
『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格



実現に向けた工程

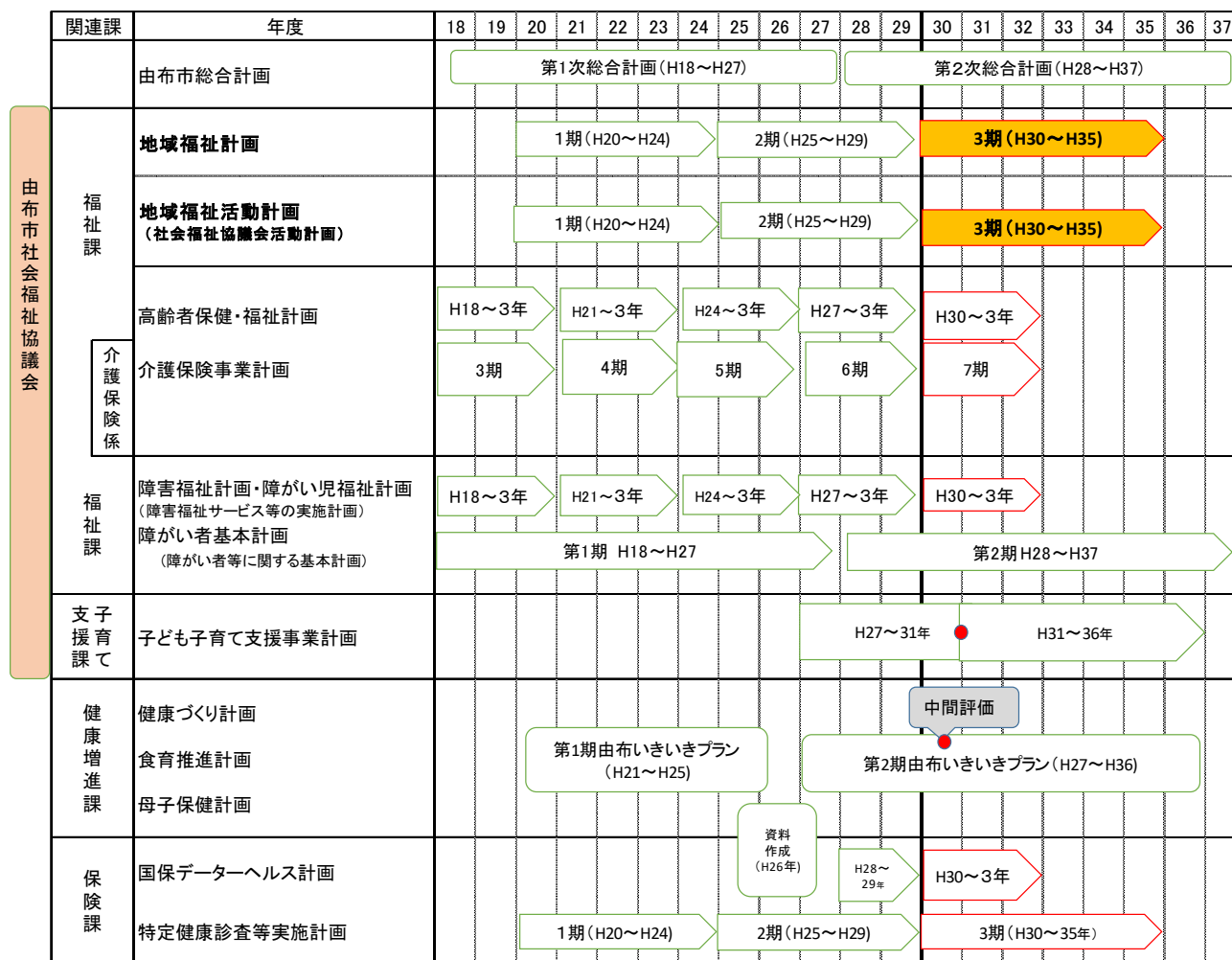


資料 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

(2)本市の地域福祉計画の策定経過

由布市地域福祉計画は、平成20年3月に第1期計画を策定し、その後、平成25年3月に第2期計画を策定しました。

第2期計画から5年が経過し、平成30年3月に第3期計画の策定を行います。



3. 計画の性格

(1)「市町村地域福祉計画」の性格

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」とは、『社会福祉法』第107条の規定に基づき、住民に最も身近な市町村が、地域福祉推進に取り組むための参加を得ながら、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制等を計画的に整備するための計画です。

福祉に関する計画は、従来「高齢者」「障がい者」「児童」等の対象ごとに策定されてきました。「地域福祉計画」は、「地域」という視点でこれらの対象ごとの福祉に共通する課題を整理し、市民とともに、地域で支援を要するさまざまな人（高齢者、障がい者、子育て家庭をはじめとした日常生活で何らかの支援を要する人）の生活を支えていくための計画です。

『社会福祉法における「地域福祉」に関する規定（抜粋）』

（第1条 目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（第4条 地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（第107条 市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2)「地域福祉活動計画」の性格

「地域福祉計画（市町村地域福祉計画）」が行政の計画であるのに対して、「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進のために社会福祉協議会等の民間が策定する活動・行動計画と位置づけられています。

『地域福祉活動計画策定指針（概要）』（全国社会福祉協議会 平成15年11月）

第1章 地域福祉活動計画策定の考え方

1 これからの「地域福祉活動計画」づくりの基本的な視点

- ① 市区町村社会福祉協議会は積極的に地域福祉計画策定に協力するとともに、地域福祉活動計画を一体的に策定する
- ② 住民参加に取り組む
- ③ 福祉分野における市民活動の広がりの中で民間の協働計画としての性格を明確にする

2 地域福祉活動計画とは何か

○地域福祉活動計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、その内容は福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決めである。

(3)「第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の位置づけ

「第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、本市が策定している「介護保険事業計画」及び「高齢者福祉計画」、「子ども子育て支援計画」、「障がい者基本計画及び障がい福祉計画」「いきいき健康プラン（健康増進計画・食育推進基本計画・母子保健事業計画）」「国保データヘルス計画」等の福祉計画に関連した個別計画と上位計画である「第2次由布市総合計画」との整合性をとりつつ、その他の個別計画を包含する計画となっています。

本市では「地域福祉計画」を、行政が様々な制度を作り、運用することで、どのように地域の活動を支えていくかを示した計画として策定しています。

また、「地域福祉活動計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉関係事業所等、福祉活動の推進を目的とする各種団体が協力して、地域の福祉課題の解決に取り組むための活動・行動計画です。地域住民、ボランティア団体、福祉関係事業所等、その地域に関わる全ての人々が、自主的・自発的な福祉活動を行いながら、お互いを理解し、協力して、地域の福祉課題の解決に具体的に組み込んでいく「地域に関わる人々による問題解決」のあり方を明確にした計画となっています。

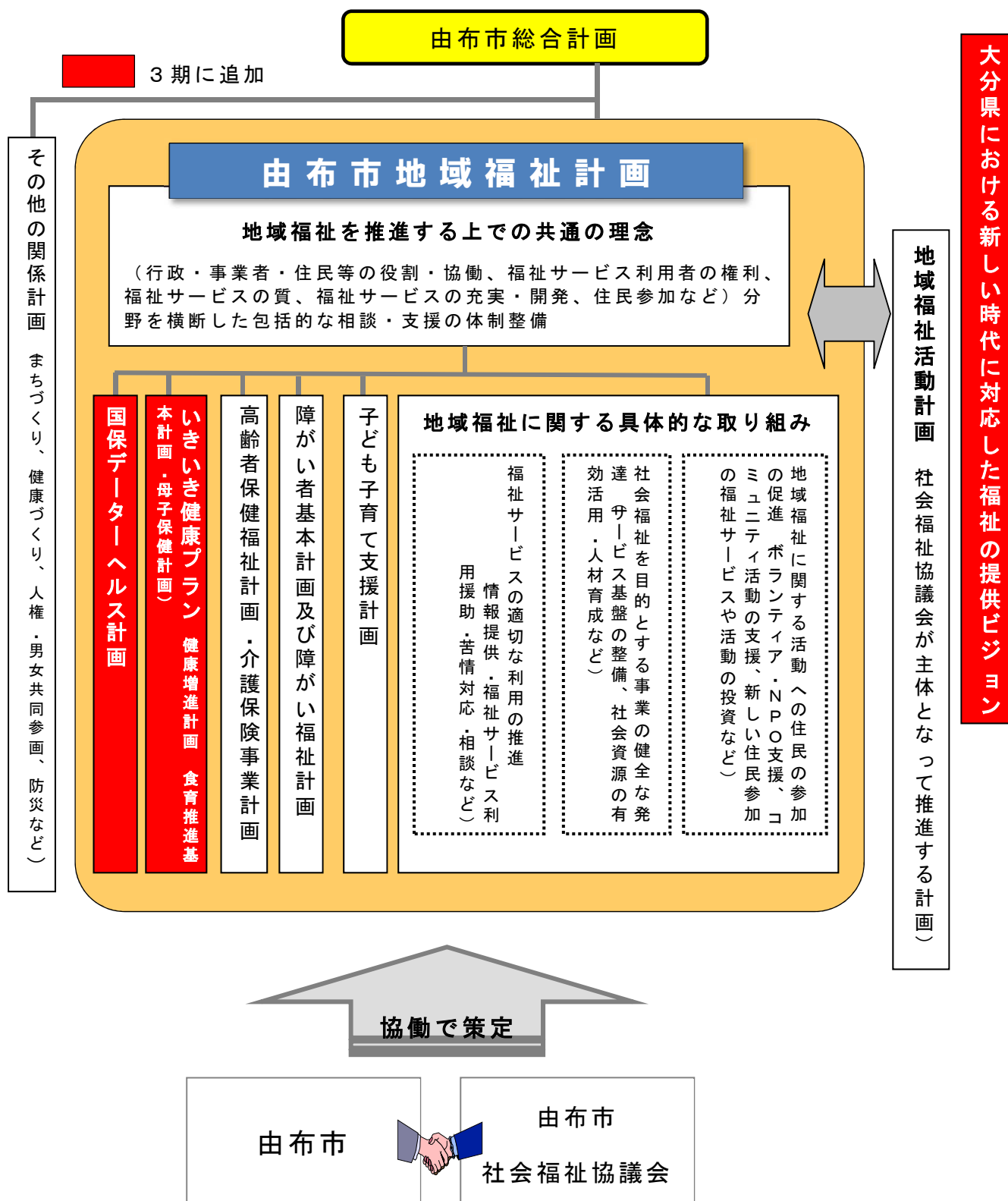
本市が策定する「地域福祉計画」と地域福祉推進のために社会福祉協議会等の民間が策定する「地域福祉活動計画」がありますが、両計画とも「地域福祉の推進」という目的を同じくする計画であり、かつ両計画を整合性を図って策定することが必要であることから、本市では、市・社会福祉協議会の共同作業により両計画を一体化した「第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を継続して策定します。

由布市地域福祉計画

地域福祉計画は、誰もが住み慣れたまちで、安心して一生暮らし続けていくことができるまちづくりの推進のため、行政が策定する地域福祉推進のための基本計画です。

地域福祉活動計画とは、その地域に関わるすべての人が協力し、地域福祉の課題解決に具体的に組み込んでいく「地域に関わる人々による問題解決のあり方」を明確にした計画です。

「第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の範囲・位置づけ



4. 計画の期間

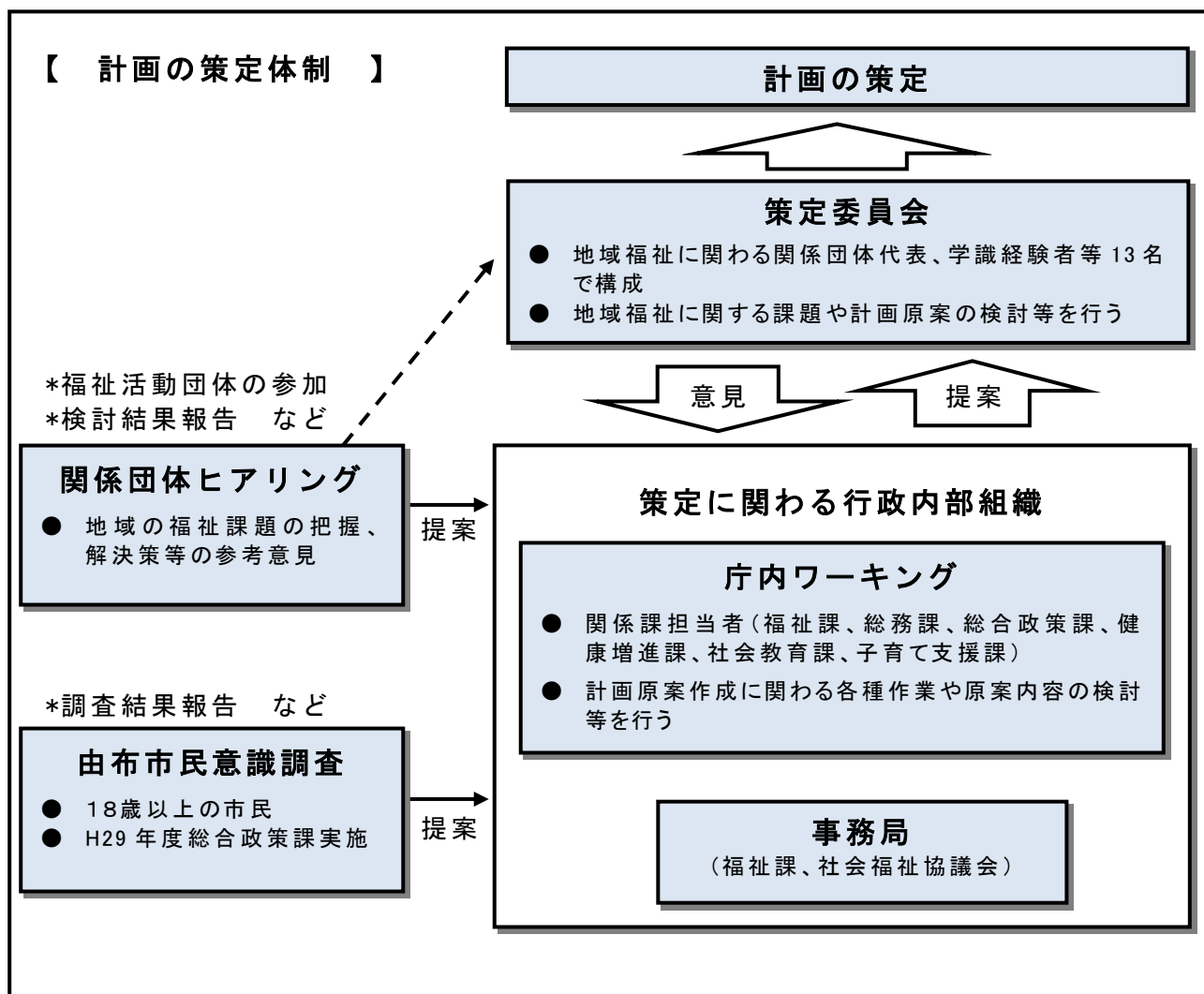
この計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5か年とします。

なお、計画の期間内においても、社会情勢の変化や関連法制度の変更などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画策定の体制

計画策定の過程において、住民の地域福祉に関する現状評価を平成29年度実施の由布市民意識調査からニーズを反映し、意識の現状把握のため「庁内ワーキング」にて地区分析を行いました。また、福祉に関する市の現状や課題を把握し、計画に反映していくため、関係団体ヒアリング・アンケート調査を実施しました。

さらに、計画策定の基本組織として、行政内部の組織である「庁内ワーキング」と、地域福祉に関わる関係団体代表や学識経験者等で構成する「計画策定委員会」を設置し、計画原案の検討等を行いました。



6. 第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進体制

(1)各主体の役割

地域福祉計画・地域福祉活動計画の目標を推進していくためには、地域住民、ボランティア団体や福祉関係事業所、社会福祉協議会、行政等、その地域に関わる全ての人々が、それぞれの役割を果たすとともに、協力して推進していくことが必要不可欠です。各主体の求められる役割については以下の通りです。

○地域住民

地域福祉の主役であり、地域の様々なことに関心を持ち、福祉関係事業所、社会福祉協議会、行政等と連携しながら、地域福祉活動計画に記載された目標の推進による、地域の関係づくり、まちづくりに主体的に取り組んでいくことが求められます。

○福祉関係事業所

高齢者・障がい者・子ども等の福祉サービス提供者・協力者として住民に対して適切なサービス・情報の提供を行い、地域社会との関係性の構築に努めるとともに、地域住民と連携し、まちづくりに参画していくことが求められます。

○社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的として設置されている組織であり、生活困窮を含む総合的な相談事業、ボランティア活動の推進、福祉意識の啓発、人材育成等の実施や、市内各地域の実情に応じたサービスや支援を行うことで、地域と連携し、地域福祉の推進役として活動していきます。

○行政

由布市の地域福祉の推進のために、地域住民、福祉関係事業所、社会福祉協議会等、市の福祉にかかわる全ての人々と連携し、地域特性やニーズに合わせた事業展開、情報提供、人材育成等を行います。

(2) 推進体制

本計画の推進のため、地域住民、ボランティア、福祉関係事業所、社会福祉協議会及び行政が協力して推進体制を整備し、各事業の推進状況の把握・評価を行うとともに、多様に変化する社会情勢に対応し、随時事業の見直しや改善を行い、柔軟に事業を展開していきます。

○地域福祉計画策定委員会

本計画の策定のため、地域福祉に関して学識経験を持つ者及び携わる者から構成された、地域福祉計画策定委員会について、計画策定後も引き続き設置し、進捗状況の管理や計画の見直し等について検討します。

○地域福祉ネットワーク協議会（仮称）

地域ごとに、地域福祉・健康・介護予防・子ども子育て環境等について話し合う機会を積極的に設けます。

第2章 由布市の地域福祉を取り巻く現状

1. 各種統計データからみる由布市

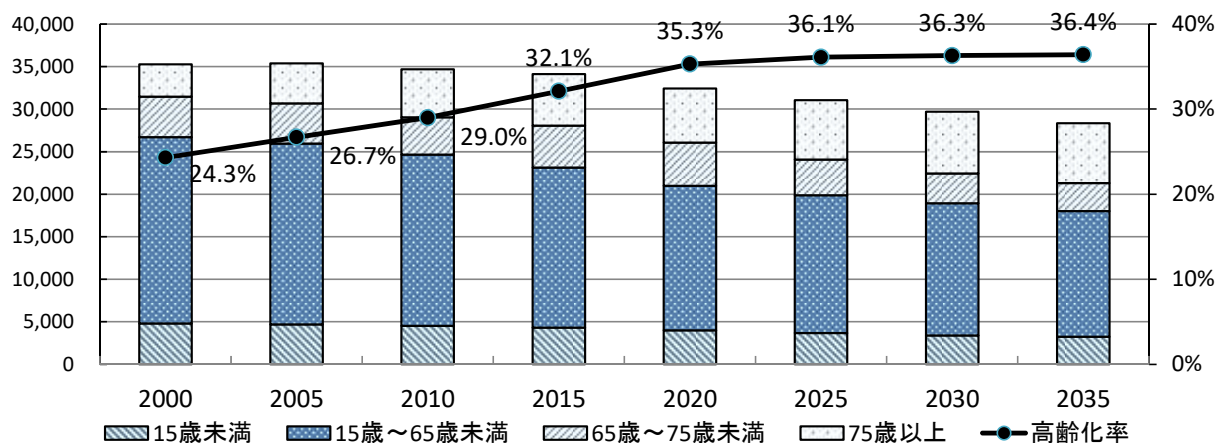
(1)人口・世帯の状況

①年齢区分別人口の推移・推計

全国的に少子高齢化・人口減少が進む中、本市においても高齢化が進行しており、2015年には高齢化率32.1%となっています。推計人口をみると、2020年以降、高齢化率の伸びは鈍化すると推計されており、一方で75歳以上人口の構成比（後期高齢化率）が大きくなってきています。

資料：(2015年まで)国勢調査 (2015年以降)国立社会保障・人口問題研究所

■年齢区分別人口の推移および推計



年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
総人口	35,248	35,386	34,702	34,262	32,411	31,066	29,702	28,326
15歳未満	4,802	4,667	4,504	4,288	3,980	3,641	3,371	3,202
15歳～65歳未満	21,889	21,284	20,132	18,821	17,006	16,213	15,539	14,801
65歳～75歳未満	4,784	4,731	4,397	4,950	5,073	4,222	3,530	3,279
75歳以上	3,772	4,701	5,669	6,059	6,352	6,990	7,262	7,044
年齢不詳	1	3	0	144	0	0	0	0
高齢化率	24.3%	26.7%	29.0%	32.1%	35.3%	36.1%	36.3%	36.4%
後期高齢化率	10.7%	13.3%	16.3%	17.7%	19.6%	22.5%	24.4%	24.9%

資料：2000年～2015年まで 総務省「国勢調査」
 2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口
 (平成25(2013)年3月推計)

(2) 高齢者の状況

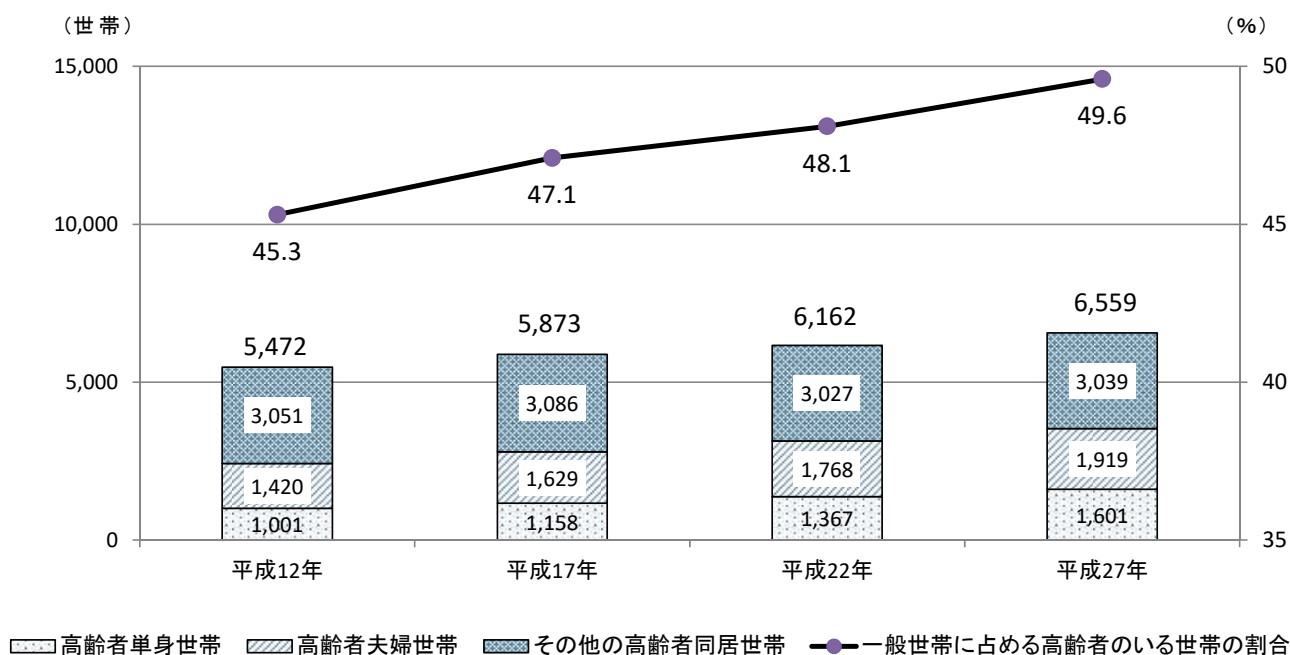
① 高齢者世帯

高齢者のいる世帯数は増加が続いており、一般世帯に占める高齢者世帯の割合についても一貫して増加しています。

高齢者のいる世帯における高齢者単身世帯の割合の推移についてみると、一貫して増加が続いていますが、国、県の平均より低い水準で推移しています。

高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者同居世帯ともに増加しており、特に高齢者同居世帯は、平成12年から平成22年の10年間に690世帯、平成17年から平成27年の10年間では686世帯増加しています。

■ 高齢者のいる世帯の状況



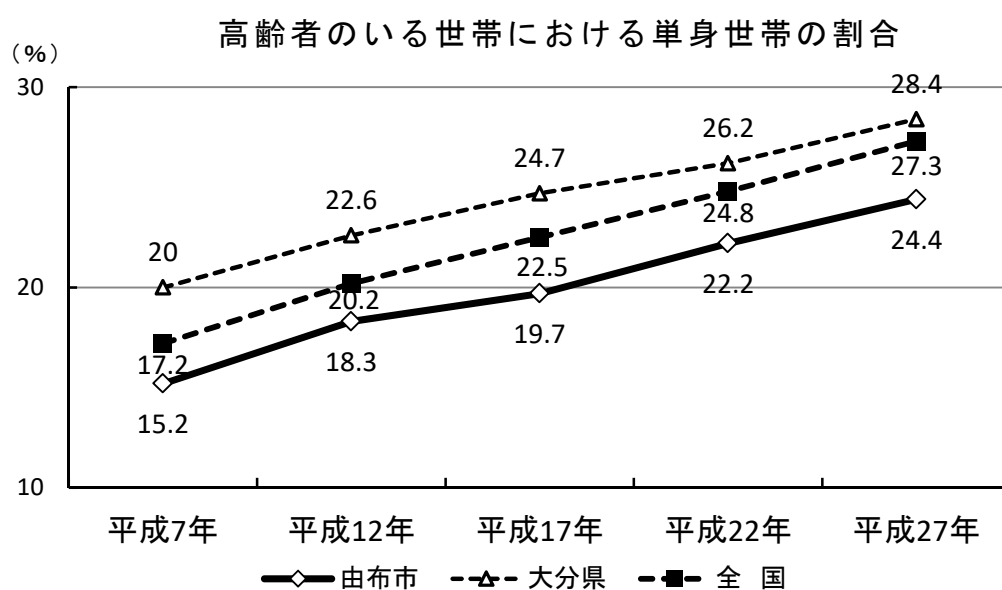
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※高齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

③ 高齢者単身世帯の推移

65歳以上の高齢者単身世帯は、平成12年の1,001世帯から平成27年には1,601世帯と、15年間で600世帯増加しており、総世帯に占める高齢者単身世帯の割合をみても、平成12年の18.3%から平成22年には22.0%と増加傾向にあります。

また、総世帯に占める高齢者単身世帯の割合を全国・大分県と比較すると、低い水準で推移しています。

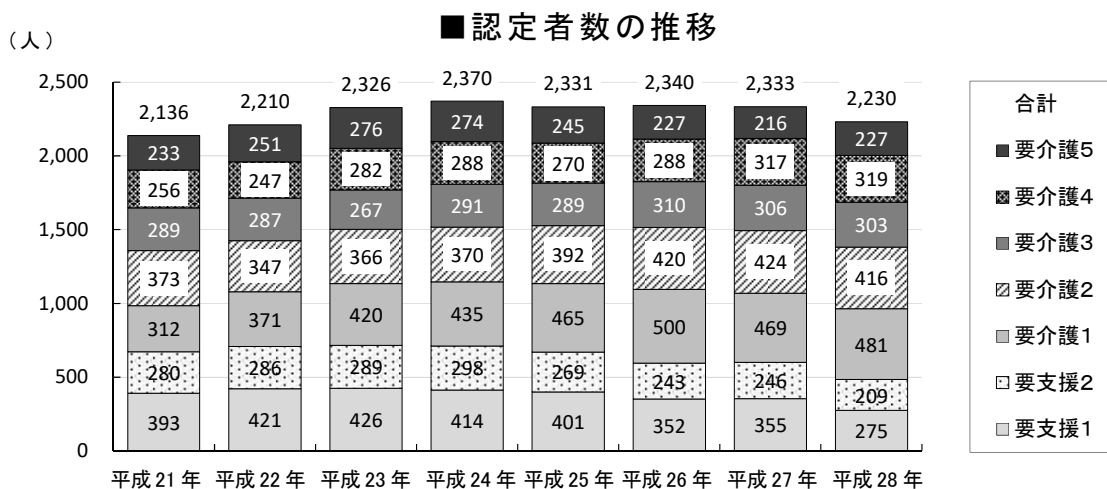


資料：国勢調査

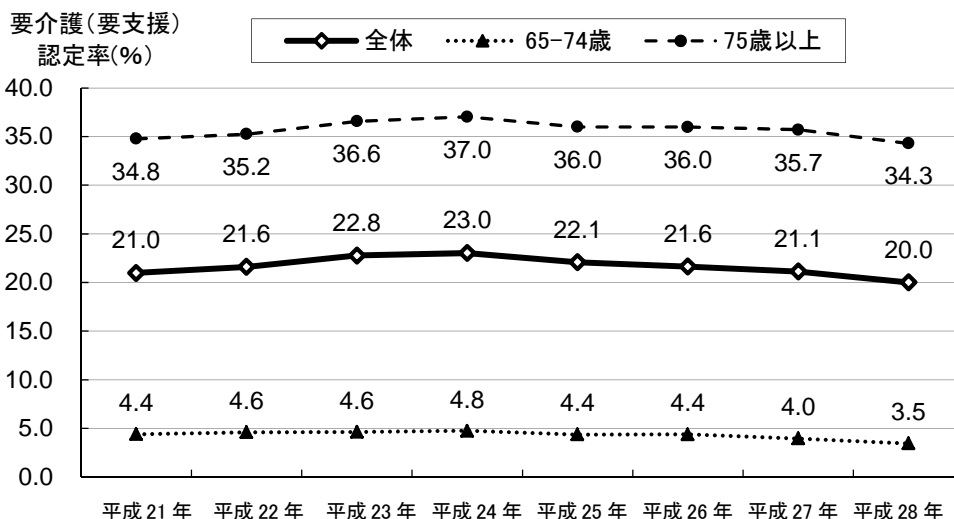
④要支援・要介護認定者の推移

要介護（支援）認定者数は、2016年時点で2,230人となっており、2009年と比較すると94人増加していますが、2012年と比較すると140人の減少となっています。

認定率の推移をみると、全体の認定率では2012年以降、減少が続いており2016年には20.0%となっています。これは65～74歳および75歳以上においても同様となっており、2016年には65～74歳で3.5%、75歳以上で34.3%となっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）



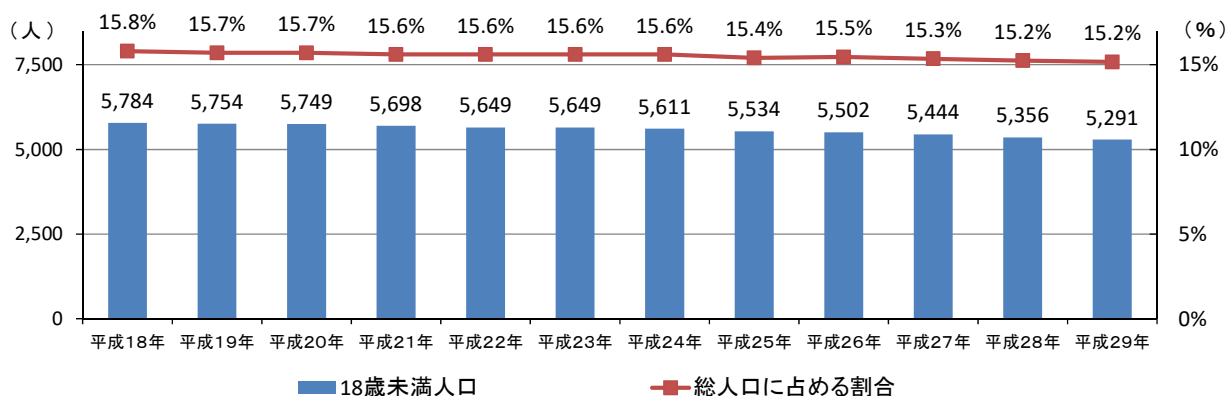
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

(3) 児童の状況

① 18歳未満人口

18歳未満人口は、平成29年9月30日現在で5,291人と平成18年から減少傾向にあり、今後もますます少子化が進行すると考えられます。

■18歳未満人口の推移

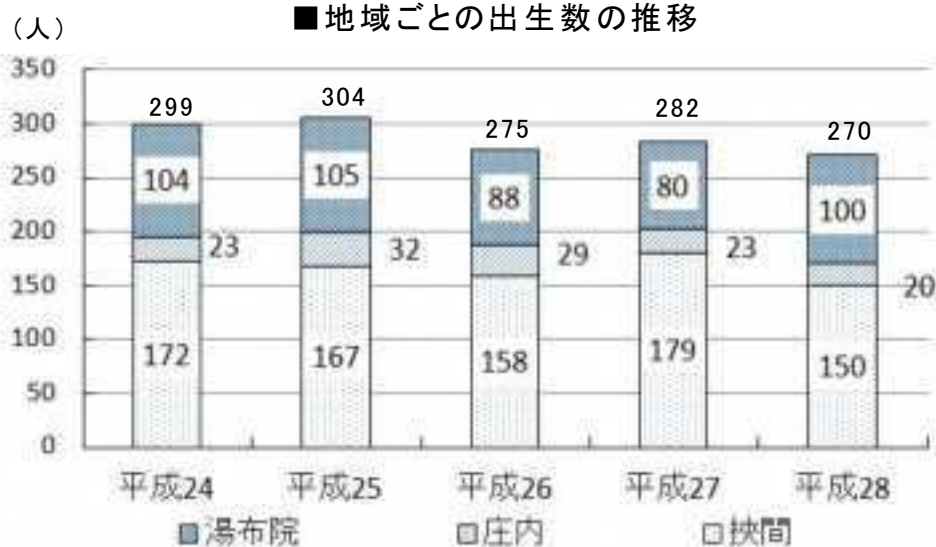


資料 各年9月30日現在住民基本台帳

② 出生数

出生数は、平成24年以降、若干の減少傾向にあり、平成28年で270人となっています。また、地域別にみると挾間・庄内・湯布院ともに減少しています。

■地域ごとの出生数の推移



資料 由布市調べ

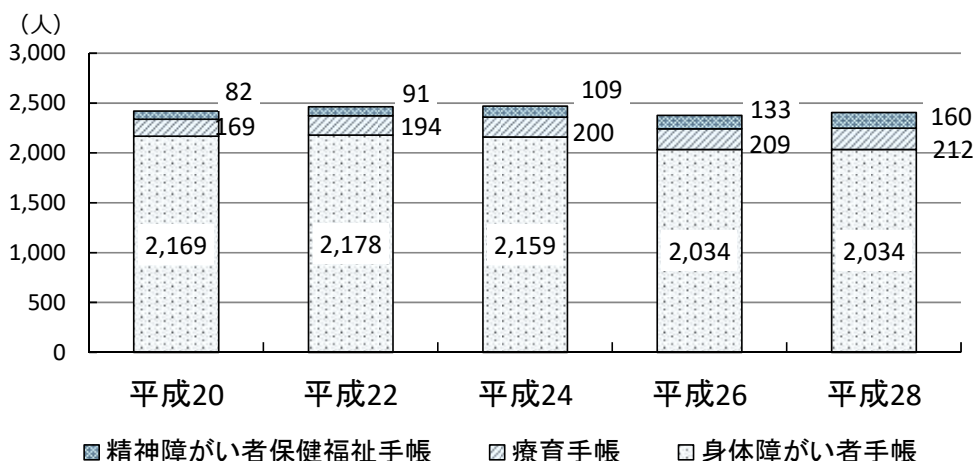
(4) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者の推移は、平成22年に増加し、その後5年間は2,460人代でしたが、平成28年には2,406人と減少しています。

障がいごとにみても、身体障害者手帳所持者が最も多く約2,000人程度、次いで療育手帳所持者が210人前後、精神障害者保健福祉手帳所持者が160人前後で推移しています。また、精神障害者保健福祉手帳保持者は平成20年から倍増しています。

また、平成28年現在の総人口に占める手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者は6.0%、療育手帳所持者は0.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者は0.3%となっており、全体の6.9%の人が手帳を所持しています

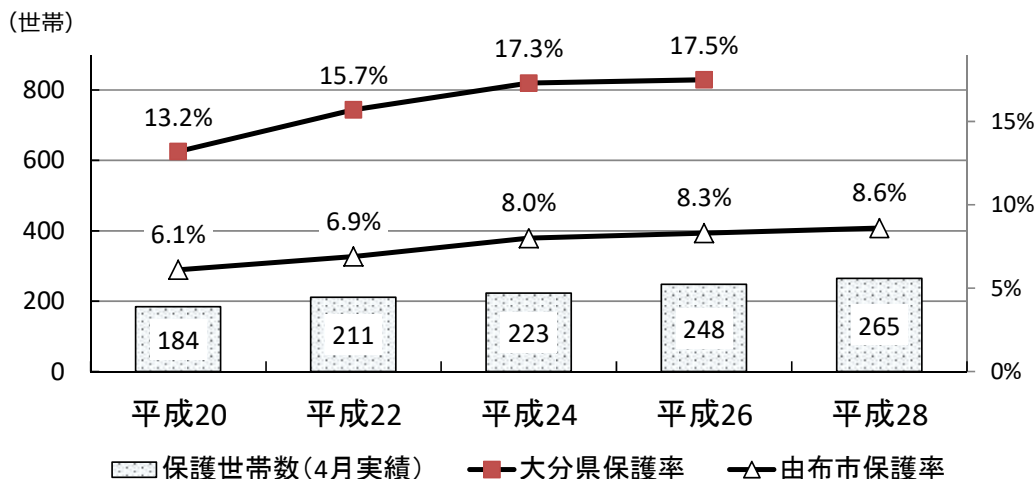
■障がい者手帳所有者の推移



資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

(5) 生活保護の状況

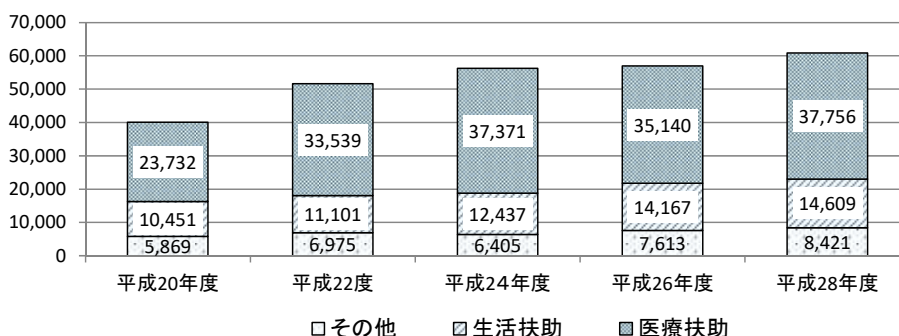
生活保護率は、平成20年以降増加傾向にあります。大分県と比較すると低い水準で推移しています。



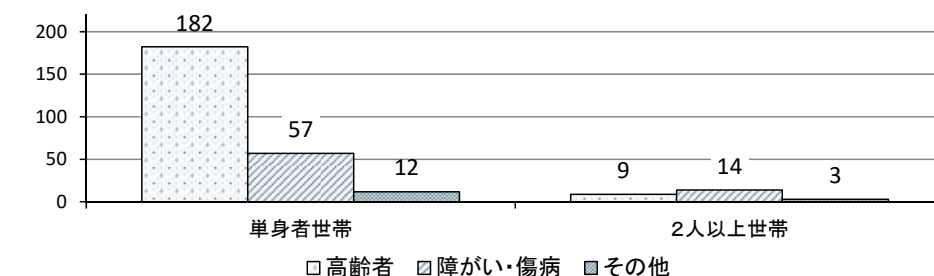
資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

扶助別保護費支給額をみると医療扶助が最も多く平成 20 年以降年々増加の傾向にあります。

■扶助別保護費支給額



■保護世帯の人員状況別保護理由

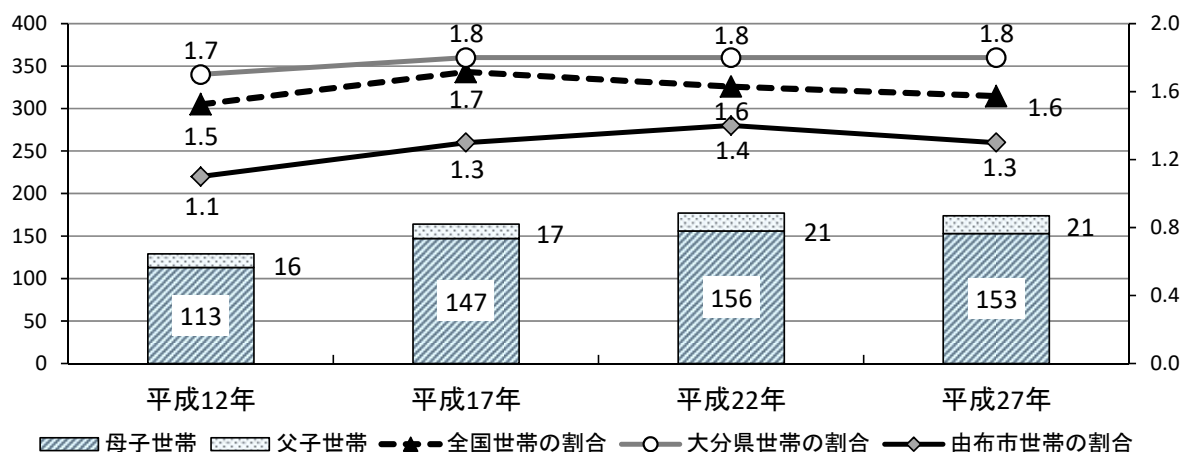


資料：平成 29 年 9 月由布市集計

(6) 母子・父子世帯の状況

母子・父子世帯は、平成 12 年の 129 世帯から平成 22 年には 177 世帯と、10 年間で約 1.4 倍に増加しています。その後、横ばいの傾向にあり、平成 27 年の国勢調査では 174 世帯で、世帯数に占める母子・父子世帯の割合は 1.3%となっています。全国、大分県よりも低い水準で推移しています。

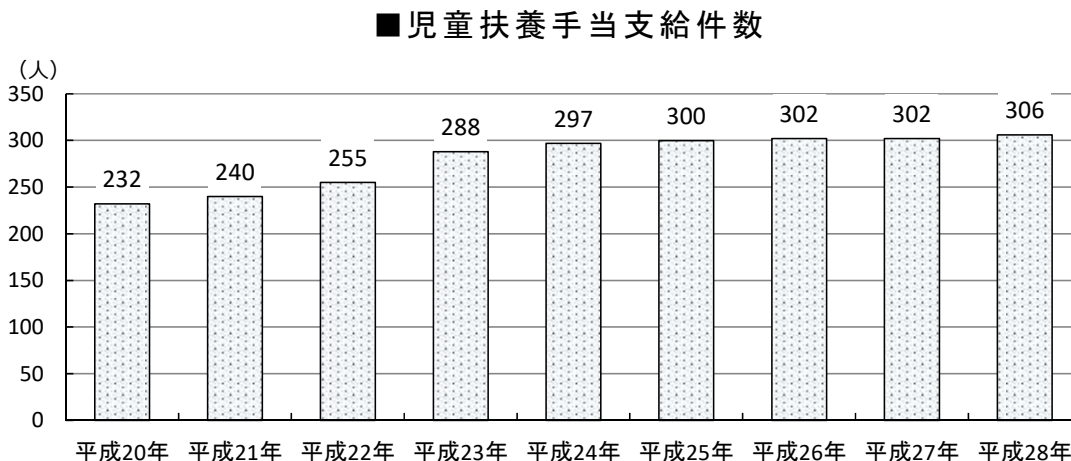
■一般世帯に占める母子・父子世帯の割合(県との比較)



資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

(7) 児童扶養手当支給の状況

児童扶養手当支給件数は、平成20年から平成24年までは増加傾向にありましたが、平成25年以降は、約300件で推移し横ばいの状況です。



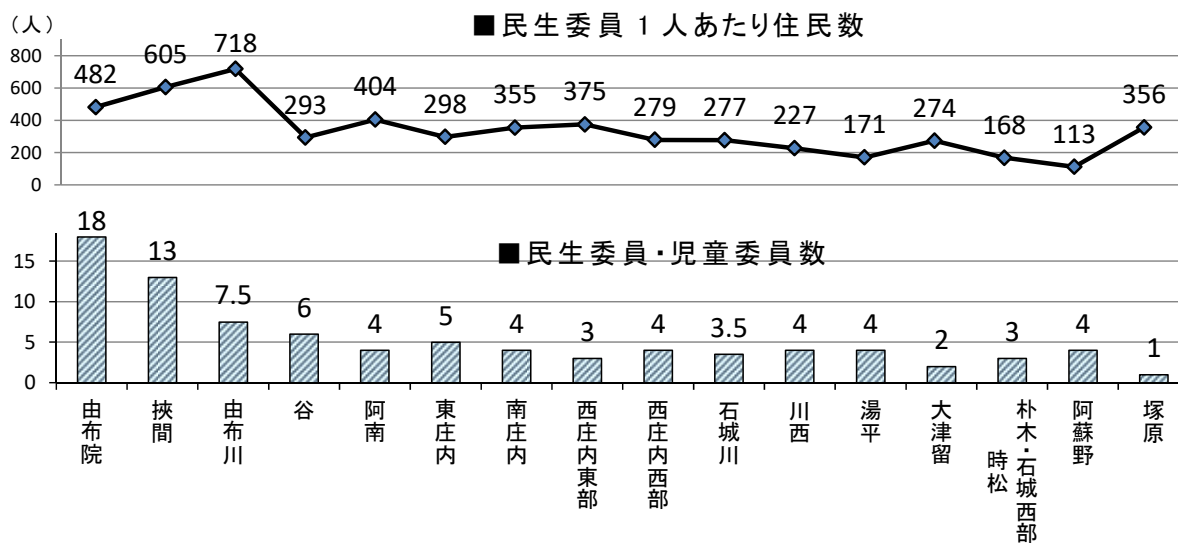
資料：福祉行政報告例(各年3月31日現在)

(8) 地域の福祉資源の状況

① 校区別民生委員・児童委員

平成29年の校区別民生委員・児童委員数は狭間小学校区(13人)、由布院小学校区(18人)が10人以上となっています。

また、一人当たり受持ち人口をみると、由布川小学校区(718人)で最も多く、次いで狭間小学校区(605人)、由布院小学校区(482人)、となっています。

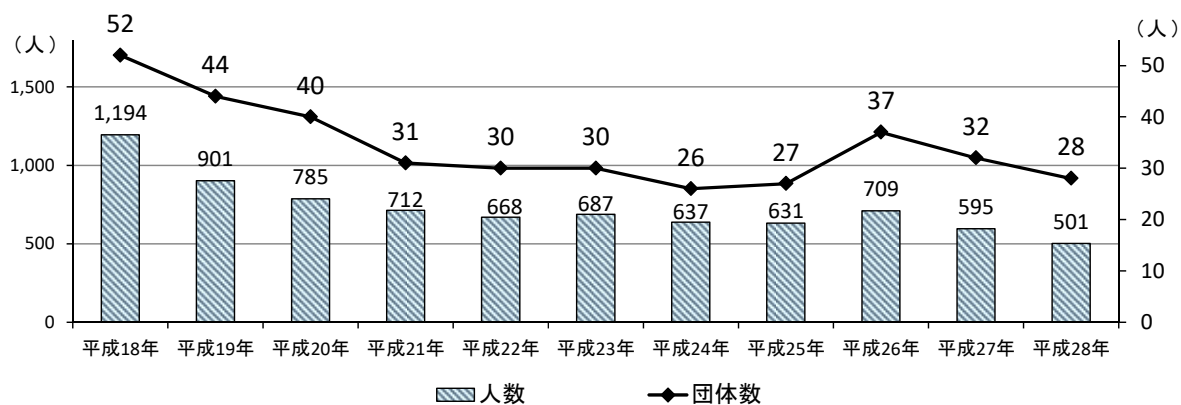


資料：市資料(平成29年7月31日現在)

②ボランティア団体等の状況

ボランティア団体数、ボランティア人数ともに、平成18年以降減少傾向で、平成28年3月31日現在では、団体数は28団体、人数は501人となっています。

■ボランティア活動団体等の状況



資料：由布市社会福祉協議会

2. 市民意識調査からみた地域福祉の状況

(1) 調査概要

① 調査期間 平成29年5月から7月まで

② 調査対象と回答者数

由布市民 3,000名に郵送発送、郵送回収
有効回答者数 747人（回答率 24.9%）

(2) 調査結果

各項目の重要度、充足度は以下のとおりです。最も重要度が高い項目は、「災害、火災、救急等への対応や防災対策」となっており、充足度は、「地域文化の振興への取組」となっています。

■表 各施策の重要度と充足度

	重要度	充足度		重要度	充足度
市民参画による市政運営	4.10	3.22	発達段階に合わせた学習環境の提供	4.37	3.19
市民協働によるまちづくり	3.76	3.05	「生きる力」を育む学校教育の環境づくり	4.09	3.46
地域の組織や活動に対する支援	4.11	3.32	地域文化の振興への取組	3.89	3.55
健全な財政運営	4.36	2.89	人権題や男女共同参画のための活動	4.02	3.49
行財政改革	4.35	2.86	子育て支援の活動	4.54	3.31
サービス向上や効率化に向けた他団体との連携	3.87	2.77	農林畜産業を持続していくための活動	4.25	2.79
災害、火災、救急等への対応や防災対策	4.75	3.10	農地・森林の有効利用や保全	4.21	3.02
犯罪の少ないまちづくり	4.64	3.01	地域活性化に向けた農商工観の連携	4.09	3.17
日常の安全	4.60	2.97	地元事業者や起業に対する支援	4.09	3.04
公共交通網の充実	4.30	2.88	豊かな水資源の確保の取組	4.54	3.18
消費者保護のための情報提供	3.96	3.32	環境に負荷をかけない生活を推進する活動	4.20	3.19
福祉増進の取組全般	4.51	3.17	自然環境の保全と再生の活動	4.02	3.22
高齢者に対する福祉サービス	4.56	3.41	移住定住促進のための住環境の整備	4.16	2.71
障がい者に対する福祉サービス	4.49	3.35	市の道路交通網	4.50	2.81
生活困窮者に対する支援や取組	4.18	3.20	景観に配慮したまちづくり	3.76	3.46
地域内での支えあいや助けあい	4.65	3.13	ごみの減量化やリサイクル活動	4.53	3.44
地域での健康づくりの取組	4.41	3.80	ICT等を利用した住民サービスの向上	3.40	2.78
地域の医療体制	4.60	3.43	地域資源の特色を活かした交流の促進	3.60	3.13
生涯における学び、学習の場	4.02	3.52	地域の魅力を発信する活動	4.07	3.26
スポーツを通じた健康づくり	3.85	3.40	U I J ターンなどの推進活動	3.94	2.69
			平均	4.30	3.19

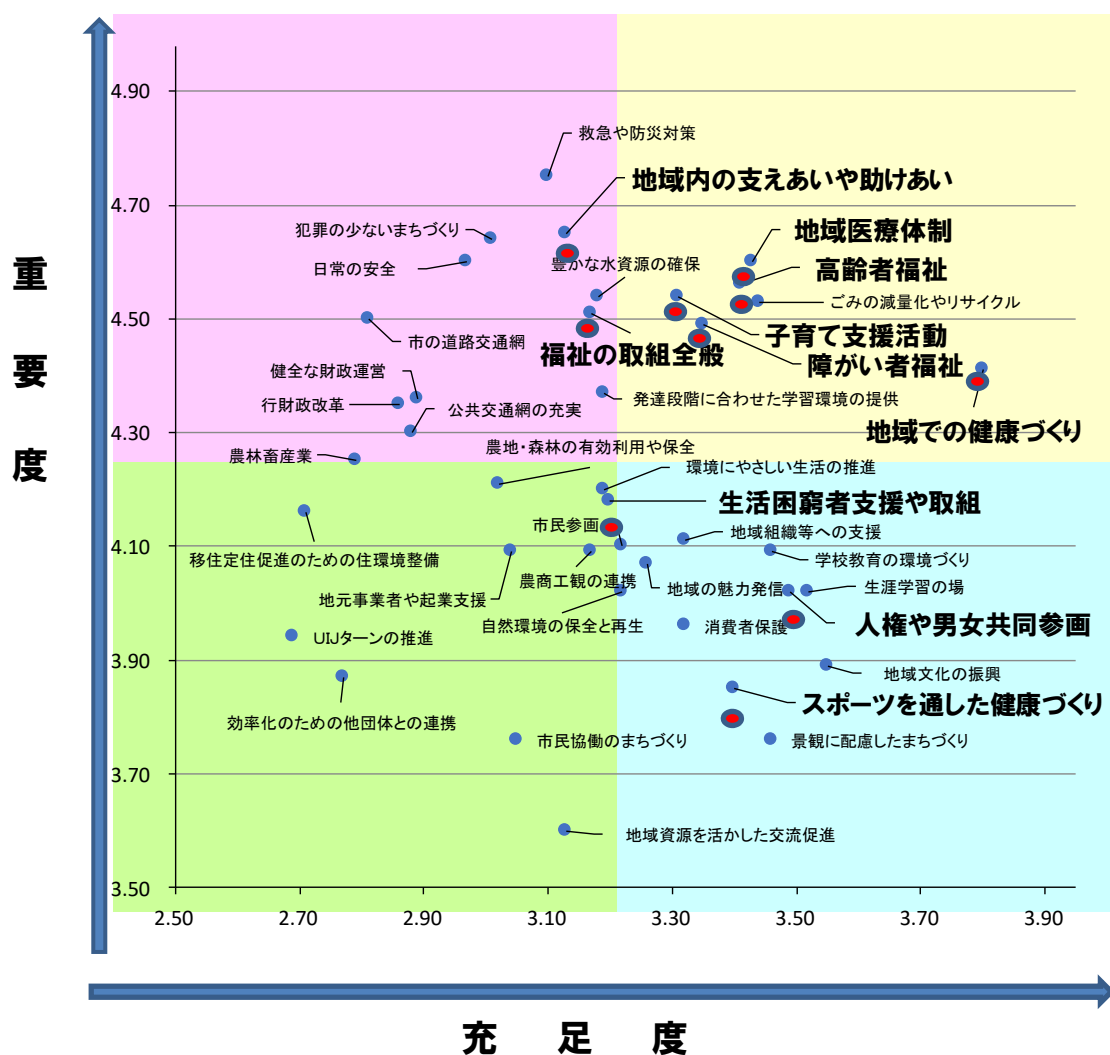
(3) 福祉施策の重要度と充足度

① 福祉や健康増進の取り組みについて

平成 29 年度に行った由布市市民意識調査結果から本市の地域福祉の高さと充足度の関係をみると、福祉関連の取り組みは、大半が重要度も充足度ともに平均以上となっています。また、重要度は高いが、充足度が平均以下のものは、「地域内の支え合いや助け合い」、「福祉の取組全般」となっています。

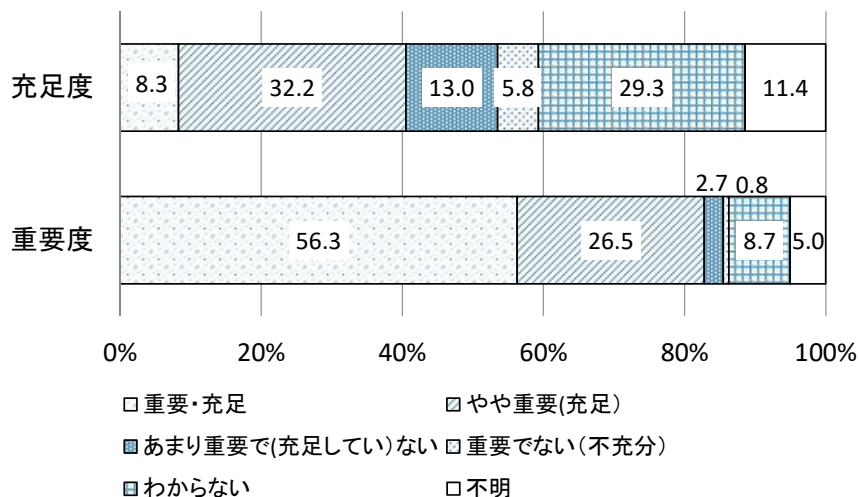
一方、重要度は平均以下であるが、充足度は高い項目は、「人権や男女共同参画の推進」、「スポーツを通じた健康づくり」があげられます。

■各施策の重要度と充足度



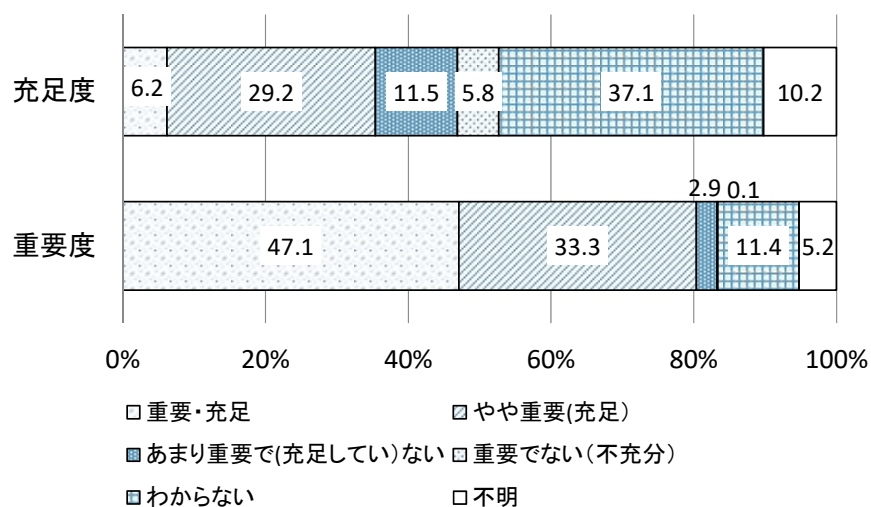
②高齢者に対する福祉サービスについて

高齢者に対する福祉サービスを重要（重要+やや重要）と回答した人は 82.8% であり、充分（充分+やや充分）と回答した人は 40.5%となっています。充足度は重要度の約 4 割となっています。



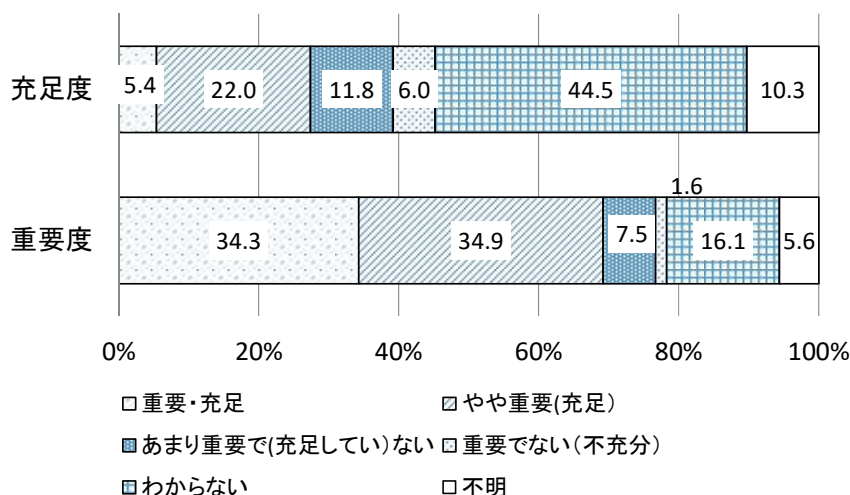
③障がい者に対する福祉サービスについて

障がい者に対する福祉サービスを重要（重要+やや重要）と回答した人は、80.4% で充分+やや充分）と回答した人は、34.5%となっています。一方、重要度がわからない人が 11.4%で充足度では、37.1%がわからないと回答しており、今後は、地域住民との接点を多く持った施策の推進も必要です。



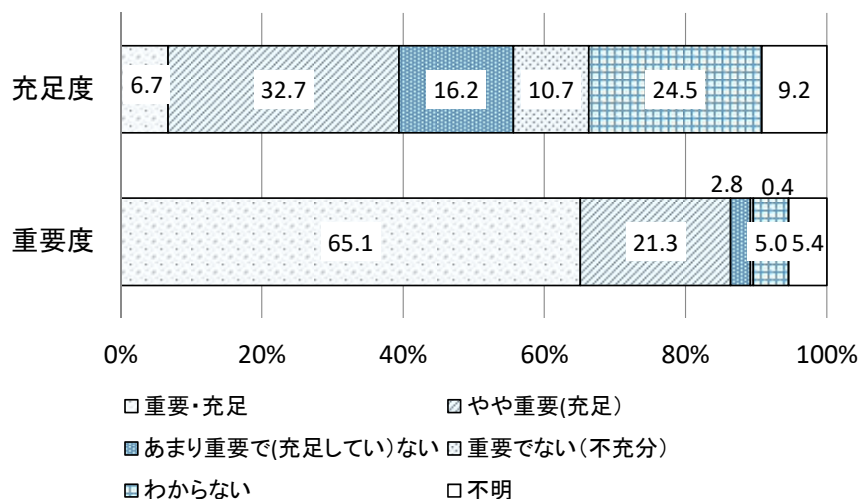
④生活困窮者に対する支援や取り組みについて

生活困窮者に対する支援や取り組みで重要（重要+やや重要）と回答した人は、69.2%であり、充分（充分+やや充分）と回答した人は、27.4%となっています。一方、重要度がわからないと回答した人が16.1%で充足度では、44.5%がわからないと回答しています。生活困窮者の施策の推進には、個人情報保護も必要であるため、市民にわかりにくい部分も多くありますが、施策の情報発信についても推進していく必要があります。



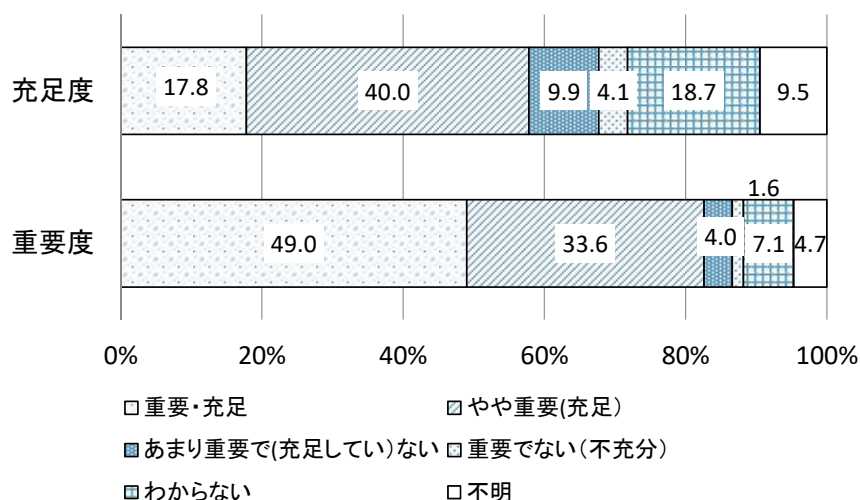
⑤地域内での支えあいや助けあい

地域内での支えあい助け合いが重要（重要+やや重要）と回答した人は、86.4%で、充分（充分+やや充分）と回答した人は39.4%となっており、重要度は、福祉施策のなかで最も高い数字となっています。高齢化、核家族化の進行に伴い、地域の支え合いのしくみづくりは、ますます必要度が高くなっており、さらに施策の推進を行っていくことが重要です。



⑥ 地域での健康づくりの取り組み

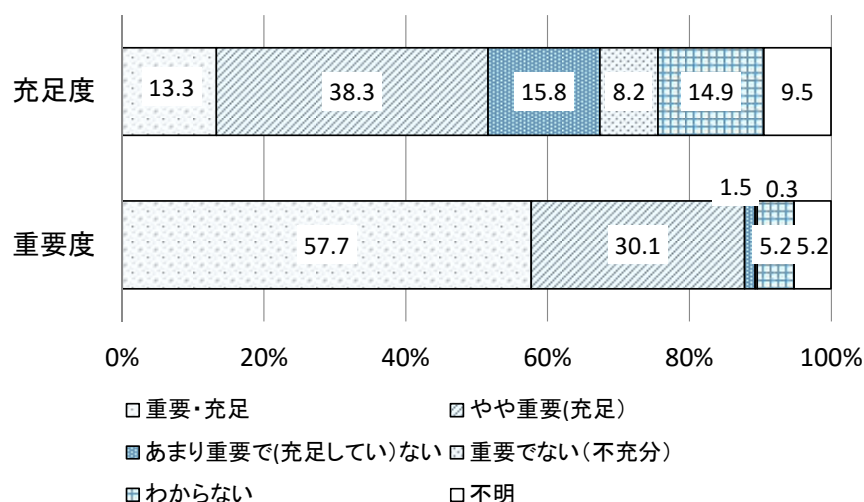
地域での健康づくりの取り組みは、重要（重要+やや重要）と回答した人は、82.6%で、充分（充分+やや充分）と回答した人は、57.8%となっており、充足度については、福祉関連施策のなかでは、かなり高くなっており、かなり施策が浸透してきている状況が伺えます。今後は、さらにこの輪を広げていくことが重要です。



⑦ 地域の医療体制について

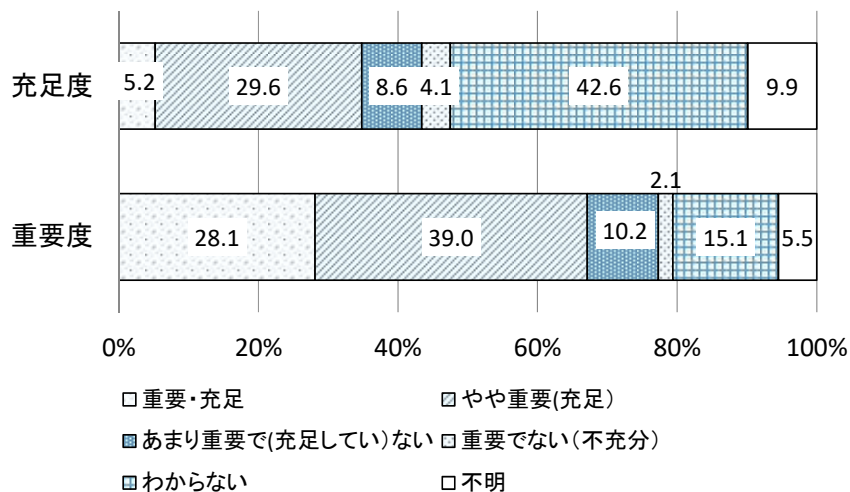
地域の医療体制は、重要（重要+やや重要）とする人は 87.8%となっており、一方、充分（充分+やや充分）と回答した人は、51.6%となっています。

高齢化の進行とともに医療費の高騰が進むと予想されます。今後は、地域での健康づくりの取り組みを進め、予防施策の推進に努めることも重要です。



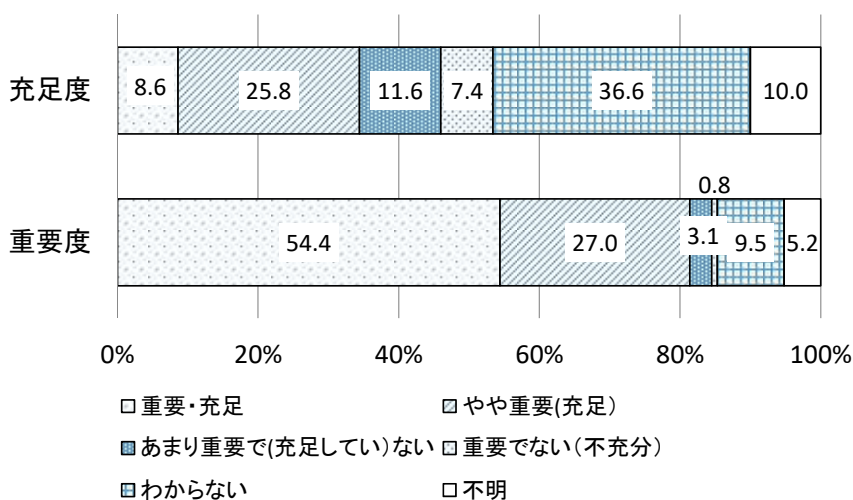
⑧ 人権問題や男女共同参画のための活動について

人権問題や男女共同参画のための活動は、重要（重要+やや重要）とするのは67.1%である。充分（充分+やや充分）と回答した人は34.8%と回答しており、重要度はあまり高くない状況です。しかし人権施策は、国際化や情報化の進展で今後ますます重要となる施策の一つです。施策の重要性を知ってもらうため、情報発信等に努めていく必要があります。



⑨ 子育て支援活動について

子育て支援活動について、重要（重要+やや重要）と回答した人は、81.4%となっており、一方充分（充分+やや充分）と回答した人は34.4%となっており、重要度に対する充足度は、約4割となっています。核家族化が進むなかでは、地域ぐるみでの子育ては、ますます重要な課題となっています。施策の充実、推進が必要です。



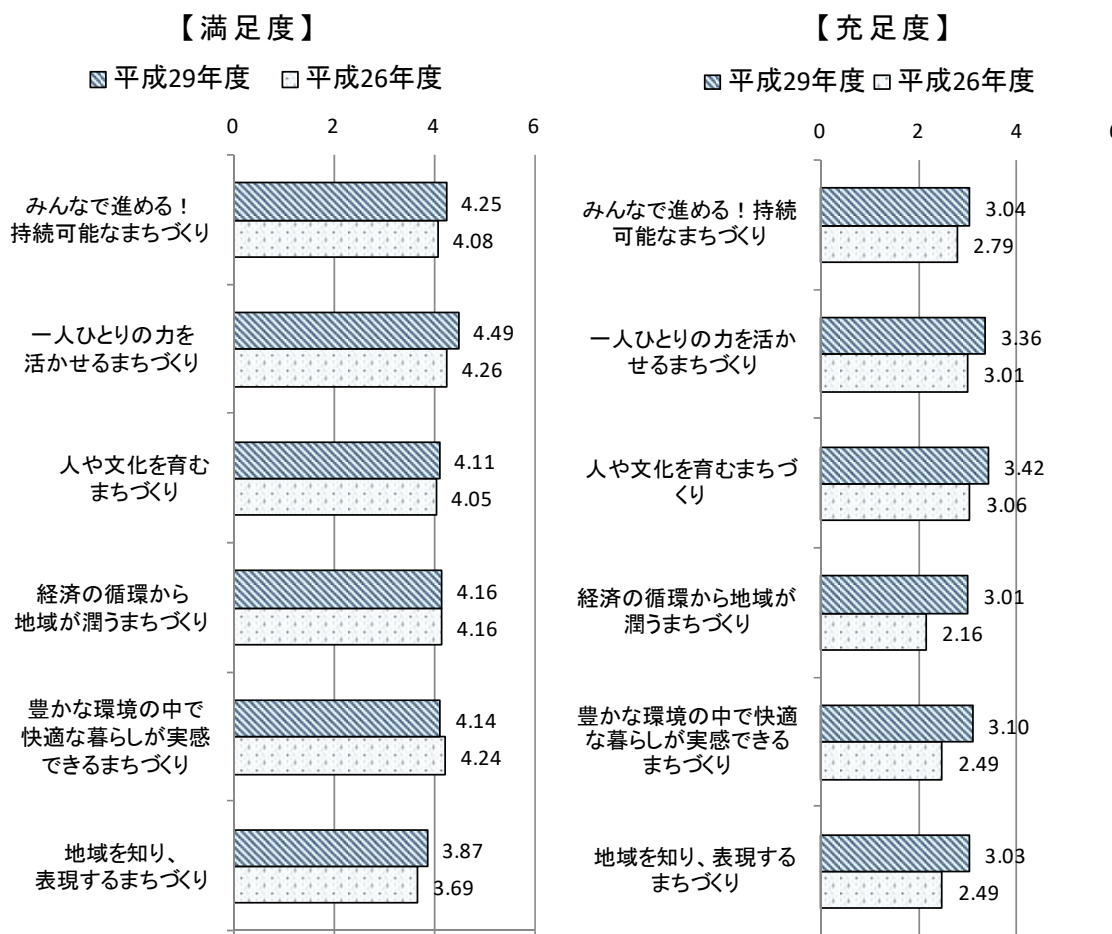
(4) 調査からみた福祉施策の課題について

各政策の重要度は、平成26年度調査に比べて、平成29年度調査は、大半がポイントが高くなっており、市民の行政政策に対する関心度重要度が高くなったことがわかります。なかでも、地域福祉関係の項目がある「一人ひとりの力を活かせるまちづくり」は、平成26年度調査、平成29年度調査のどちらの調査においても、重要度が6つのテーマのなかで最も高くなっており市民の関心の高さがうかがえます。

一方、充足度について、「一人ひとりの力を活かせるまちづくり」は、平成26年度調査の3.01から平成29年度調査は3.36へ大きく伸びています。

また、本市全体の施策の推進には、行政が実施する「公助」だけでなく、「共助」、「協働」の考え方がますます必要となってきます。「共助」、「協働」には、地域福祉の考え方が必要で、今後ますます、福祉施策の推進が、重要な課題の一つとなることと思われます。

■総合計画の6つのテーマごとの重要度と充足度(前回比較)



施策分野ごとに「重要度」を見ると、「健康・医療」(4.51)の分野が最も高く、2番目が「社会福祉」(4.48)となっています。

「充足度」についても、「健康・医療」(3.62)は、最も高くなっています。

また、重要度と充足度の差が最も大きいのは、「消防・防災」となっています。災害時の避難体制はもとより、平常時の地域の見守り等、今後、さらに推進する必要のある施策の一つです。

さらに、地域福祉は、「社会福祉」や「健康・医療」の分野だけでなく、「住民参加」、「消防・防災」、「子育て」、「交流」等、多様な施策との関わりが必要です。これらの施策とも連携しながら、地域福祉の充実を図っていくことが重要です。

■ 施策分野ごとの重要度と充足度

まちづくりのテーマ	分野	平成 29 年度調査	
		重要度	充足度
みんなで進める!持続可能なまちづくり	住民参加	3.99	3.20
	行財政	4.19	2.84
	消防・防災	4.45	3.06
一人ひとりの力を活かせるまちづくり	社会福祉	4.48	3.25
	健康・医療	4.51	3.62
人や文化を育むまちづくり	教育・文化	4.04	3.42
	人 権	4.02	3.49
	子育て	4.54	3.31
経済の循環から地域が潤うまちづくり	農林畜産業	4.18	2.99
	商工観光業	4.09	3.04
豊かな環境の中で快適な暮らしが実感できるまちづくり	自然環境	4.25	3.20
	生活基盤	4.07	3.04
地域を知り、表現するまちづくり	交 流	3.87	3.03

3. 団体アンケート・ヒアリング等からみえてきた地域福祉課題

地域福祉に関係する 23 団体から各団体活動と地域福祉に関するアンケートを行い、併せて 18 団体からヒアリングを実施しました。その中から本市の抱える地域の現状や課題が見えてきました。

(1) 地域のつながりについて

従来、本市では、地域自治会活動を中心に地域住民の状況を把握してきました。(狭間地域 54 自治区・庄内地域 57 自治区・湯布院地域 39 自治区) その活動は、自治委員を中心に民生児童委員、福祉推進員、自治公民館役員、老人クラブ、消防団等がそれぞれの役割の中で、地域行事の運営はもとより、高齢者世帯、一人暮らし世帯、母子世帯などの要援護者の把握や見守り、声かけを行い、まずは地域で対応する相互扶助の精神が息づいていました。しかし、地域によっては高齢化や人口減少により役員のなり手不足等による行事の衰退や老人クラブの消滅により自治会活動が低迷し、地域のつながりがむずかしくなっています。その中で、地域共生社会実現に向け、お互いに助け合い、支えあう気持ちを醸成することが大切で、まずは、日頃から、高齢者や地域の子供たちへの声掛けのしくみが必要です。また、助け合いの必要性が生じた場合にボランティアサービスを受けられるようなしくみづくりが必要です。

(2) 地域活動について

自治会については、マンションやアパートの増加から若い世代がいる地域も自治会に加入しない世帯があるという現状が引き続きあり、地域の中では、把握できない高齢者や母子世帯等への支援が難しいという実体が以前と同様にあります。地域活動の関心を高め、住民が気軽に地域活動に参加できるための体制整備という自治区での取り組みと同時に、行政との連携により転入者や要支援者の把握の工夫を求める声が多くありました。

また、自治区での行事や活動の中に、地域福祉活動の PR や福祉・介護等団体の交流会を推進する等、自治会を基盤とした地域活動が期待されています。これは、自治区を超えた日常生活圏域で取り組む「まちづくり施策」の中で、地域福祉の位置づけを着実にすることも一つの手段とされます。

(3) 高齢者・障がい者について

少子高齢化、核家族化の進行により、ますます「高齢者のみ世帯」や「一人暮らし高齢者世帯」が増えてきています。老人会も世話役不足で消滅する地区もあり、地域のリーダーの育成が喫緊の課題となっています。

また、老人会活性化に対する支援体制をより強くしてほしいとの要望もあります。さらに、増加する認知症高齢者やその家族に対しても見守りや支援体制の構築が必要との声が上がっています。障がい者については、障がい者の支援策は以前に比べ充実してきていますが、地域とのコミュニケーションを求めず生活している方の発掘の必要性と、支援を受けながら仲間と繋がりを持って地域で暮らしていくために、障がい者組織への加入促進が課題となっており、行政と連携しながら、住み慣れた地域で暮らせる体制づくりを進めていく必要があります。

また、車いすの移動等を考慮して歩道及び車道のバリアフリー化がなお一層必要であり、また、重度障害を理由に各行事に参加できないことも見受けられ、障がいがあっても気軽に使える移動手段などの検討や交通面での整備の検討を望む声が多くあげられているとともに引きこもりがちな高齢者や障がい者が気軽に外出できる外出支援の支え合いのしくみづくりや、各世代を超えた地域の人々が集まる機会の充実をはかっていくことが必要です。

高齢者や障がい者の家族の高齢化が進み、障がい者の意思決定できなくなる状況に直面しており、活用できる後見制度支援体制を早急に構築していく必要があります。

現在、高齢者等の支援を要する人やその家族を訪問して、安否確認を行うことが実施されていますが、さらにその充実を図っていくことも必要です。

(4) 子ども・子育て家庭について

支えあう地域づくりのための行政の最優先課題として、高齢者・障がい者・子育て支援サービス等の福祉サービスの充実及び情報発信が前計画に引き続き、あげられました。

子育てをする保護者は、行政サービスを活用することと同時に、地域の中で子どもを見守り・育てていくことが大切で、地域では、声かけから実践しているとの声がありました。

また、保護者が子育てと仕事の両立を図り、子育て世代も地域活動に参加しやすい環境づくりに努めることが必要です。まずは、地域活動の中核となる自治会への参加を促すことにより、地域との関わりが可能となり、子育て世代の家庭状況を配慮したしくみづくりを検討してはどうかとの提案がありました。

(5) 地域の安全・安心について

市民の安全な暮らしを実現するために、生活の基礎となる住環境の整備、公共交通網や道路の整備の推進と共に災害時の対応が重要となっています。関係団体ヒアリングにおいても、交通面の整備や移動手段が少ないという意見や災害時の支援対象者の把握に困難を要しているとの意見がありました。

市では、民生委員の協力により、自治区で災害時の要配慮者や避難行動要支援者の把握を進めています。また、災害時に誰を誰がどのように支援し、避難はどの時点でどこにする等の具体的な対応を平常時に災害発生を想定し、備えておく必要があります。

また、高齢者や子どもといった弱者が事件に巻き込まれるケースが増加してきています。日頃から防災・防犯に対する意識を高め、地域で声かけ等の実施をしていくことが安全・安心の地域づくりにつながります。

(6) 情報提供・相談体制について

市民意識調査では、福祉関連には重要性を感じているが、充足されているかどうか分からないとの意見がありました。分からない理由は、地域福祉に関する情報不足という意見が多く、サービスや地域福祉の状況の情報発信不足が見受けられました。

関係団体ヒアリングでは相談窓口が一本化され、タイムリーな対応に不安があるとのご意見もあります。福祉に関する悩みや心配ごとは、多岐にわたり、困難事例も発生してきています。今後は福祉に関する情報提供・情報発信を充実させるとともに、どんな悩みや心配ごとにも柔軟に対応していける相談体制の充実を図ることが重要です。

(7) 人権啓発について

本市は、人権教育の推進及び啓発・相談などの人権意識の高揚や人権問題の解決を図るなど、人権が尊重されるまちづくりに取り組むため、「由布市人権教育・啓発基本計画」を策定しています。

関係団体ヒアリングによると障がい者が自宅の外に出て、地域と交流をもつためには、地域の障がい者への理解・啓発が大切であるという意見があがっています。

また、市民意識調査では、人権問題や男女共同参画のための活動は必要と感じているが、充足しているかどうか分からない・不明とする人が約50%ありました。

今後は、地域での高齢者や障がい者の居場所づくりや地域の高齢者・障がい者に対する虐待防止等の人権に関する啓発活動を一層行い、誰もが地域の一員として尊厳を持って生活できるよう、市全体として取り組むことが重要です。

(8) 地域福祉の体制について

地域福祉は市民の生活全般の質を向上させるために重要な施策です。この機能については地域住民と近い関係づくりが可能な社会福祉協議会の活動も重要になってきます。社会福祉協議会の活動は、地域住民と行政をつなぐ橋渡し役としての役割もになっており、今後も活動を支援していくことが望まれます。

また、地域福祉を担う社会福祉協議会職員が広く地域で動けるように、行政も連携を取りながら事業を進めていくことが必要です。

ヒアリングでは、地域福祉に関する重要施策については、地域の特性を生かした施策にするため、地域住民の声を反映するよう強く要望がありました。

本市は、人口あたりの福祉施設・医療機関の整備が県下でトップとなっています。この強みを生かして、福祉施設等の地域での事業展開も期待されています。

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

本市は、平成19年3月に第1次総合計画の基本理念として「融和」「協働」「発展」を掲げ、市民とともに、地域自治を大切にした日本一住み良いまちづくりに取り組んできました。

その後、本市を取り巻く状況は、少子高齢化による人口減少、社会保障費の増大、地方分権の進展、社会資本の老朽化、多様化する住民ニーズ、東日本大震災などによる安全・安心に対する意識の高まりなど、大きく様変わりしてきました。このような社会情勢の変化を踏まえつつ、平成28年3月策定の第2次総合計画では、「連携」と「協働」により、「創造」(新しい価値)と「循環」(持続性)を生み出しながら、第1次計画と同様に引き続き地域自治を大切にした日本一住み良いまちづくりに取り組んでいます。

地域福祉の分野においても、この考え方を踏まえ、引き続き「協働」の視点を重視し、市民と行政及び社会福祉協議会とが協働して、市民誰もが安心して自分らしく生活できる、誰もが安らげる福祉のまちづくりに取り組むことを目指します。

関係団体ヒアリング等から、都市化等の影響により、マンション・アパートの入居が増加し、自治区加入者の減少が続き、地域のつながりが段々と薄れてきています。一方、身近なサロンや集いの場づくりも進められていますが、今後も、地域のつながりを再構築するためにさらなる地域交流の機会創出が重要です。

各種統計データにおいて、本市は高齢者数の増加や高齢者単身世帯が増加傾向にあり、サービスの充実や道路や施設のバリアフリー化等高齢者世帯に対する支援は今後急務の課題となっています。加えて、災害時の要援護者対策も重要となります。

また、関係団体ヒアリングによると、障がい者が家にひきこもりがちになり外出を避ける傾向にあるということも課題の一つです。今後、障がい者が地域で生活していくためには、地域の中での理解促進や高齢者問題も含め移動手段の問題の解決を図ることが大切です。

このような本市の地域福祉の課題や本市の方向性を踏まえ、「地域の中で互いに支えあい、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を進めるため、本計画においても第2期計画の基本理念を踏襲し、「みんなでつくろう！ 誰もが安らげる福祉のまち 由布市」とします。

みんなでつくろう！

誰もが安らげる福祉のまち 由布市

2. 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を継続し、地域住民と福祉関係事業所等・社会福祉協議会・行政が協働して取り組んでいきます。

基本目標1 支えあいの気持ちや地域の人材づくり

誰もが安らげる福祉のまちづくりの基本は、地域の中で支えあい、助け合う意識づくりや、支えあいの活動を担うひとづくりです。

本市は高齢者が多く、居住年数が長い人が多いため、地域でのつきあいや交流が比較的活発な状況ですが、関係団体ヒアリング等から依然高齢者と子どもなどの世代間交流は近所づきあいほど活発でない状況がうかがえます。このため、年齢や性別、障がいの有無等に関係なく、同じ地域に住む人同士が知り合い、支えあう意識を自然に育むことができるような地域での交流の場・機会づくりを引き続き進めます。

また、市民がお互いを理解し、尊重しあうことができるよう、学校や地域の中で福祉教育や人権教育を充実し、こころのバリアフリーを進めます。

さらに、地域福祉の担い手としてボランティアやNPOを育成するとともに、自治区や民生委員・児童委員等の地域福祉活動を行うさまざまな団体の個々の活動を地域の生活支援コーディネーター等を通して支援・促進し、地域で支えあう力の醸成を図ります。

基本目標2 支えあいのしくみづくり

地域福祉を推進するためには、市民や関係団体の個々の取り組みを進めることも大切ですが、これらの活動がつながることで、これまで解決できなかった課題が解決できたり、よりよい取り組みが生まれるなどの効果が期待できます。

そして、このように地域の支えあう力をより一層高めるためには、身近な地域単位で、市民や関係団体が連携し、地域の課題を解決するためのネットワークづくりや活動の拠点づくりが必要です。

このため、公民館・集会所、学校などのさまざまな施設・社会資源を、これらの地域福祉活動の拠点として活用できるよう、利用しやすいしくみづくりを進めます。

基本目標 3 利用しやすい福祉サービスのしくみづくり

福祉サービスは、介護保険法や障害者総合支援法等にみられるように、サービス利用者自身がサービスを選び、利用するしくみへと大きく変化しています。

このような制度の下では、利用者（や家族等）が自由にサービスを選べる半面、自分で本当に必要な（＝適切な）サービスを選ぶために、制度やサービス（内容）についての情報や知識を得て、サービスを決め、契約をすることが求められています。行政の役割としては、利用者等が適切なサービス、適切な提供機関を選択できるように支援していくことが重要となっています。

このため、市民誰もが利用しやすい環境づくりを進めるために、高齢者や障がい者等の福祉に関する情報提供と相談体制の充実や権利擁護に取り組みます。

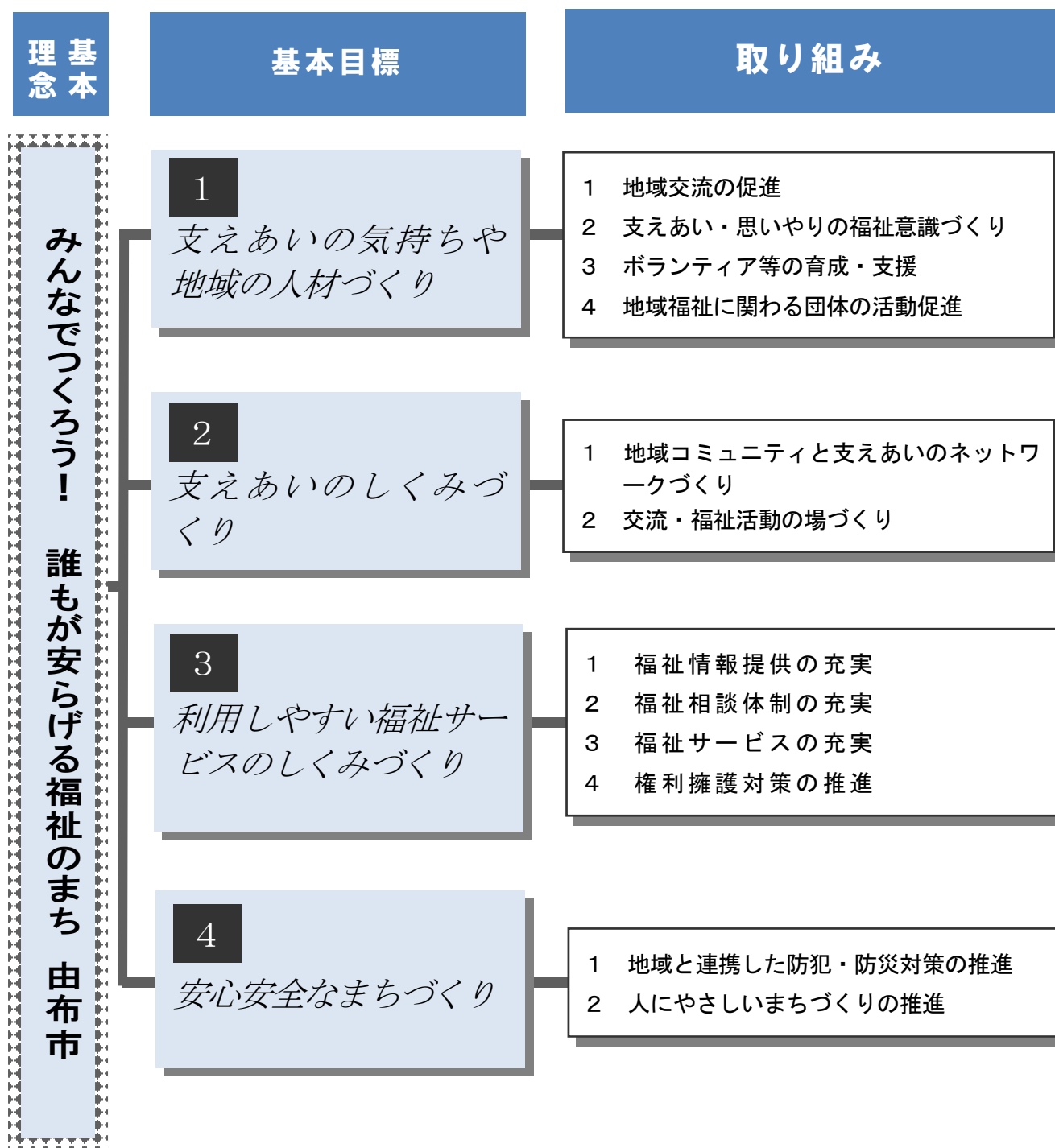
基本目標 4 安心安全なまちづくり

すべての市民が、住み慣れた本市で安心して暮らすためには、障がいがある人もない人も、また、子どもから高齢者まで、誰もが安全に生活できる環境づくりが重要な課題です。

日頃からの安全性に加え、いつどこで起こるか分からない自然災害に対しても、地域住民や消防・警察等の関係機関と連携して、子どもや高齢者、障がい者などの要援護者を犯罪や災害から守るための対策を地域ぐるみで進めていきます。

また、すべての市民が安全かつ安心して住み、活動することができるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインといった考え方に基づいて、道路や施設等の生活環境の整備や、公共交通等の移動手段の確保・充実に取り組みます。

3 計画の体系



第2部 各論

【第2部 各論の見方】

「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進するうえで、ひとと人とのつながりに重点を置き、「地域」に着目して、地域における健康・福祉の課題を中心に、共に支えあう「共助」の考えを強め、また、行政の担う「公助」の役割をより効果的に発揮させる、「福祉のまちづくり」に向けた取り組みの第一歩です。

本計画は、高齢者や障がい者といったサービスの「対象者」に着目するのではなく、「地域」に着目して、地域における健康・福祉の課題を中心に、共に支えあう「共助」の考えを強め、また、行政の担う「公助」の役割をより効果的に発揮させる、「福祉のまちづくり」に向けた取り組みの第一歩です。

また、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の最大の特徴は、「地域住民の参加がなければ策定できないこと」であり、地域福祉の推進に最も関わりのある地域住民自らが、計画策定に積極的、主体的に参加するとともに、計画策定後には、地域福祉の「担い手」として参画するところが大きな特徴です。

このため、第2部では、基本目標ごとの具体的な取り組みの方針について、「自助」「共助」「公助（市・社協）」別に期待される役割を明記しています。

また、「公助（市・社協）」については、取り組みの方針だけでなく、それを実現するための主な具体的施策・事業を整理しています。



『自助』

市民一人ひとりが主体的に取り組むことや
心がけること



『共助』

地域や関係団体等が協力して取り組むこと



『公助』

行政（市・社会福祉協議会）が主体的に取り組むこと

今後の地域福祉の推進にあたっては、第2期と同様に、住民自身の努力による『自助』、地域住民・事業者・ボランティア・NPO法人など地域全体で取り組む『共助』、行政などが主体的に取り組む『公助』という役割分担の意識の浸透と、協働による地域福祉活動の実践を目指します。

基本目標 1

支えあいの気持ちや地域の人材づくり

取り組み 1 地域交流の促進

目標設定の背景

地域での支えあいを推進するためには、地域住民一人ひとりが、他人ごとを我が事ととらえ、自ら行動を起こす意思や意欲とともに、気軽に集い日常的な交流を図ることのできる場や機会をつくる必要があります。市民意識調査や関係団体ヒアリングにおいても、地域での交流の場・機会づくりが強く求められています。

また、地域の問題を解決するためには、まず、地域に住む人同士が、助けあう意識を持つことが大切であり、このような助け合いの意識は、日常的で自然なふれあいの中から生まれるものです。そのため、まずは、身近な自治区活動の理解を広げ、自治区内に住む人たちを知りあうことで組織の強化を図っていく必要があります。

取り組みの方針

- 支えあう、助け合う地域社会に向けて、地域住民が身近に交流できる場づくりなど、地域交流活動を促進します。
- 多様な世代が交流を支えあう福祉のまちの形成に向け、自治会等の地域団体の福祉活動を促進し、積極的な支援体制づくりを図ります。
- 事業所・団体などとの連携を強化し、立地する地域内への情報発信や施設利用者や地域住民との交流を促進します。

取り組みの役割分担

<p>自 助 (市 民)</p>	<p>① 地域の行事に積極的に参加し、地域の人と交流を深めましょう。 ② 地域の人に積極的にあいさつや声かけをしましょう。</p>
<p>共 助 (地域・団体)</p>	<p>① 自治会活動を活性化し、隣近所や地域住民同士が日常生活の中で集まり、話し合いや楽しみの場を持つように心がけましょう。 ② 自治区を超えた地域の高齢者や子ども等を対象とした世代間交流等、様々な交流の場を企画しましょう。 ③ 身近な場所で、気軽に参加できる地域サロン等の開催を検討していきましょう。 ④ 地域全体であいさつや声かけを推進しましょう。</p>
<p>公 助 (社 協)</p>	<p>① 地域と連携して、生活支援コーディネーターの活動を推進します。 ② 身近なところで住民同士が交流できる場づくりや誰もが集える行事の開催を支援します。 ③ 高齢者、一人暮らし、障がい者、子どもや子育て家庭等を対象とした交流事業の推進に努めます。</p>
<p>公 助 (市)</p>	<p>① 地域の人と一っしょに、地域の特性を把握し、地域の問題を探り、問題解決の支援をまちづくり協議会などの支援活動を通じて取り組みます。 ② 地域と連携して、あいさつ・声かけ運動やサロン等の開催を推進します。 ③ 身近なところで住民同士が交流できる場づくりや行事の開催を支援します。 ④ 高齢者、一人暮らし、障がい者、子どもや子育て家庭等を対象とした交流事業を推進し、支援に努めます。</p>

《社会福祉協議会の主な事業》

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性
1	一人暮らしの集い事業	民生委員等と連携して、一人暮らし高齢者を対象とした交流事業を行う（年1回）	由布市全域を対象とした実施を目途とする
2	高齢者スポーツ大会 老人クラブ支援事業	高齢者同士や地域交流を図るため、老人クラブと連携して各種ゲームや競技等のスポーツ大会を実施する	継続して実施する
3	障害者スポーツ大会 支援事業	障がい者同士や障がい者と地域交流を図るため、身体障害者福祉協議会と連携して、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペンタク等のスポーツ大会を実施する	継続して実施する

取り組み2 支えあい・思いやりの福祉意識づくり

目標設定の背景

地域には、子どもや高齢者、障がい者など、様々な人が暮らしています。地域での交流を通じて支えあう意識を自然に育むとともに、市民が「福祉」について学び、正しい知識を身につけることが大切です。

また、福祉意識の醸成のためには、子どもの頃からの福祉教育や人権教育が不可欠です。このため、障がいの有無や性別、年齢、国籍等に関わらず、市民が、お互いを正しく理解し、人格を尊重しあうことができるよう、福祉や人権問題についての教育や啓発活動が必要となってきます。

また、関係団体ヒアリングにおいても、高齢者や障がい者などが地域で安心して暮らすためには住民の理解と協力が不可欠であること、そして人権問題などについては子どものうちから学習する機会が必要であるとの意見が出されました。

取り組みの方針

- 学校教育や社会教育等の様々な場面において、地域の人々が支えあい、交流し、活動に参加することが地域活性化に結びつくことを地域住民に伝え、地域意識、地域福祉意識の醸造を図ります。
- 支えあいや思いやりの意識を生活の様々な部分で実践していくために、地域福祉に関する各種計画と連動していきます。

取り組みの役割分担

自 助 (市 民)	<ul style="list-style-type: none"> ① 障がいの有無や年齢、性別、国籍などに関係なく、同じ地域に住む者として、お互いを尊重しあいましょう。 ② 福祉や人権に関わるさまざまな問題に関心を持ち、講演会や学習会に参加しましょう。
共 助 (地域・団体)	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての認識を深めましょう。 ② 福祉に関する学習や、ボランティア・助け合い活動等を行うときは、積極的に広報し、参加を呼びかけましょう。
公 助 (社 協)	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉意識の醸成につながる行事や講座等を開催します。 ② 小中高校等で、福祉についての意識啓発を推進します。 ③ 福祉意識醸成の一環として、福祉功労者・団体等を顕彰する社会福祉大会を開催し、福祉関係者の交流の場となるような企画運営及び障がい者団体等への参加促進を図ります。
公 助 (市)	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉意識の醸成につながる行事や講座等を開催します。 ② 「人権教育・啓発基本計画」や「男女共同参画プラン」等の関連計画を推進します。 ③ 学校教育や社会教育の中で、人権や福祉についての意識啓発を推進します。 ④ 社協と共同して社会福祉大会を開催し、福祉意識の醸成に努めます。

《社会福祉協議会の主な事業》

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性
4	社会福祉大会	福祉意識醸成の一環として、福祉功労者・団体等を顕彰する社会福祉大会を開催する。大会が福祉関係者の交流の場となるよう参加促進を図る	福祉関係団体等の活動発表を入れ、福祉活動への積極的参加を図る
5	地域福祉講座	県社協と連携して、地域の小・中・高校等で障がい者や認知症等についての教室・講座を行い、児童生徒の福祉意識の醸成を図る	講座の実施について拡大の働きかけを積極的に行いながら、継続して実施する

取り組み3 ボランティアの育成・支援

目標設定の背景

地域の中には、さまざまな手助けを必要とする人がいますが、子育て支援活動や、高齢者・障がい者への支援活動については、行政サービスだけでなく、身近な地域で日常的な支援が行われることが大切であり、NPOやボランティア活動の重要性は年々高まっています。ボランティアは、課題を抱える地域住民を手助けし、地域福祉を支える貴重な活動であり、社会貢献を通じた生きがいづくりにつながります。

また、ボランティアをしているという意識はなくても、地域自治会や子ども会、老人クラブ等での地域活動を通してボランティアを実践している人は少なくありません。団体ヒアリングでは、人生の経験を活かしたボランティア活動を活発にしている反面、会員減少に悩んでいる団体が多く、登録団体・個人ともに減少している状況であり、活動を担う若い人材を含めた担い手不足も深刻な課題となっています。

いかに参加者を集めるかが課題であり、情報発信とともに、一人ひとりが積極的な参加を心がけることが必要との意見が出ました。

取り組みの方針

- 地域に存在するさまざまな課題を解決し、地域を支える力を向上させるためには、市民がボランティア活動について学んだり、体験したりする機会の提供や、活動を担う人材をスキルアップ講習会等を通して育成するとともに、活動の中心となるリーダーを育成することが必要です。
- 社会福祉協議会や地域の公民館でのボランティアのとりまとめの機能を有するところでは、市民ボランティアの活動への参加促進と支援に努めていきます。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報発信の強化と広くボランティア活動を広げるために、学校教育や生涯学習等で小中学生への福祉教育の実施や認知症サポーター養成講座等を世代を超えて実施し、ボランティアの裾野を広げていきます。

取り組みの役割分担

<p>自 助 (市 民)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティアやNPO、地域活動に関心を持ち、自分の経験や知識、特技を活かして参加しましょう。 ② 困っている人を見たら、声をかけ、手助けをしましょう（ちょっとしたボランティア）。 ③ 市民一人ひとりが地域福祉の担い手として、地域活動に積極的に参加をしましょう。
<p>共 助 (地域・団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 自分たちが行っている活動について積極的に情報提供や啓発を行い、団体活動に参加しやすい環境づくりをしましょう。 ② 団塊の世代等を含めた定年退職した人に対し、地域活動への参加を促しましょう。 ③ 専門的な知識や技術を要する地域の事業者及び従事者は、その知識と技術、経験を活かし、地域活動に協力しましょう。 ④ 地域福祉の関係団体等は、ボランティアの育成・活動支援に協力します。
<p>公 助 (社 協)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティアに関する学習会を開いたり、活動に必要な情報提供等を行い、ボランティア等への参加を促進します。 ② ボランティア連絡協議会の支援やボランティア保険の加入促進など、ボランティアが活動しやすいしくみづくりに取り組みます。 ③ 公民館等の関係機関や社会福祉法人団体と連携して、ボランティアやNPO、地域活動等の育成と活動支援に努めます。 ④ 地域活動に取り組むメンバーやリーダー不足を解消できるよう、講座や教室の開催時間に配慮し、幅広い年齢層や立場の方の参加を促します。 ⑤ 災害が発生したときに、迅速かつ効率的に支援活動を行うことができるようにボランティアの登録者を確保します。
<p>公 助 (市)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉協議会や公民館等の関係機関・団体と連携して、ボランティアやNPO、地域活動等の育成と活動支援に努めます。 ② 公民館活動や認知症サポーター養成等を通じて、小中高生ボランティア等の次代のボランティア活動・地域活動の担い手を育成します。 ③ 地域みんなで見守り等様々な経験や知識を持った地域の人材の発掘、活用できるしくみづくりに努めます。

《社会福祉協議会の主な事業》

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性
6	ボランティア連絡協議会の組織強化・活動支援事業	ボランティアの活動振興と相互の連絡調整、交流を促進するため、ボランティア連絡協議会の活動や運営支援を行う	活動の支援を引き続き行う
7	災害時ボランティアの確保事業	災害が発生したときに、迅速かつ効率的に支援活動を行うことができるようにボランティアの登録者を確保する	引き続き講習等を実施し、登録者を募り、常設型災害ボランティアセンター設置に向けた研究を行う
8	ボランティアコーディネーター育成事業	ボランティアを行いたい人と、ボランティアによる支援を希望する人との仲介や調整等を行う「ボランティアコーディネーター」の周知を図るとともに、登録者の拡充に努める	継続して事業を実施する
9	ボランティア保険の加入促進事業	市民が安心してボランティア活動に参加できるよう、広報紙等でボランティア保険の周知を図り、加入を促進する	継続して事業を推進する
10	社協指定ボランティア協力校事業	地域の小・中・高校等の協力校の確保に努め、児童生徒の福祉意識の醸成とボランティア活動の促進を図る	継続して事業を推進する
11	夏休み体験ボランティア事業	児童生徒や学生、社会人が夏休みに福祉施設等でボランティアを行う「夏休み体験ボランティア」について、事業の周知と参加促進を図る	継続した参加促進と周知、広報活動を行う

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性
12	シルバー友愛訪問支援事業	老人クラブ活動の一環として高齢者が高齢者宅を訪問し安否確認や交流等を行う「シルバー友愛訪問」の促進を図る	継続して事業を実施する
13	有償ボランティア事業	高齢者によるボランティア登録者で、買い物支援やゴミ出し支援、見守り支援を有償にて実施する	生活課題解決のためのボランティア育成を図り、支えあい体制の構築を目指す
14	地域のつながり促進事業	地域住民による地区内ボランティア活動実施の支援及び民生委員・児童委員、自治委員、地域ボランティアとの協働による意識の共有を図る	生活支援コーディネーターとリンクした活動を今後も継続して実施する



写真 由布市認知症地域活動支援ボランティア
「由布市オレンジの会」の皆さん

取り組み4 地域福祉にかかわる団体の活動促進

目標設定の背景

地域福祉推進の中核的組織である「由布市社会福祉協議会」をはじめ、民生委員・児童委員や自治委員、老人クラブ、青少年健全育成会、障がい者等の団体や子育てサークルなど、さまざまな団体が地域で活動しています。これらの活動団体は、それぞれの特性を活かしながら、地域福祉の取り組みを進めています。

関係団体ヒアリングでは、支えあう地域づくりのために必要なこととして、民生委員・児童委員をはじめ、関係機関・団体が情報の共有を図り、それぞれのサービスの提供を通じ連携・地域福祉活動を推進する各種団体のボランティア養成を協働することが重要との意見がでています。また、各団体の活動への参加者が少ないことや、地域によって活動に偏りがあること、担い手不足による団体の縮小化が進んでいるとの意見が出されました。

取り組みの方針

- 地域自治会、社会福祉協議会、福祉関係事業所、NPO 法人等の地域福祉関係団体等の機能の充実強化を促進するために支援に努めます。
- 地域の組織・団体のそれぞれの活動に加え、地域のネットワーク組織として互いに連携し、活動を拡大・充実させていくよう情報発信のしくみづくりを支援します。
- 社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核として機能強化に努めます。

取り組みの役割分担

<p>自 助 (市 民)</p>	<p>① 地域のさまざまな団体(社会福祉協議会、地域福祉関係団体等)の活動に関心を持ち、参加しましょう。</p> <p>② 地域のさまざまな団体(社会福祉協議会、地域福祉関係団体等)の活動内容をよく知り、活用しましょう。</p>
<p>共 助 (地域・団体)</p>	<p>① 地域福祉関係団体の活動を積極的にPRし、市民の参加を促進しましょう。</p> <p>② 誰もが活動に参加しやすいような内容となるよう工夫しましょう。</p> <p>③ 地域に根ざした取り組みの特色を活かしつつ、団体内部の連携を強め、地域福祉推進を担う団体の体制づくりを進めましょう。</p>
<p>公 助 (社 協)</p>	<p>① 社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的団体として、組織の機能強化を図ります。</p> <p>② 社会福祉協議会の活動を積極的にPRし、地域と連携した福祉活動の推進に努めます。</p> <p>③ 地域福祉推進を担うさまざまな団体と連携し、活動内容等の広報や、活動の場の提供等の活動支援に努めます。</p> <p>④ 障がい者やその家族など、地域で何らかの支援を要する人の自主活動については、社会参加支援の観点からも、より積極的な活動支援に努めます。</p> <p>⑤ 地域福祉推進に向けて、市と緊密に連携しながら、本計画の推進に努めます。</p>
<p>公 助 (市)</p>	<p>① 社会福祉協議会と共に地域福祉推進を担うさまざまな団体と連携し、活動内容等の広報や、活動の場の提供等の活動支援に努めます。</p> <p>② 社会参加支援の観点から、障がい者やその家族など、地域で何らかの支援を要する人の自主活動については、より積極的な活動支援に努めます。</p> <p>③ 地域福祉推進に向けて、社会福祉協議会と緊密に連携しながら、本計画の推進に努めます。</p>

《社会福祉協議会の主な事業》

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性
15	民生委員・児童委員の活動支援事業	民生委員・児童委員による地域福祉・在宅福祉活動を支援する。定例会、相談支援、活動支援を行う	複雑多様化してきた福祉問題を解決し、地域福祉を増進するために、引き続き、関係機関と民生委員・児童委員の連携を積極的に図る
16	福祉推進委員活動の推進事業	民生委員等と協力して身近な地域での福祉活動推進に取り組む「福祉推進委員」の育成と活動支援に努める	民生委員・児童委員と福祉推進委員の役割を明確にし、活動強化を進める
17	老人クラブの活動支援事業	高齢者の地域活動やボランティア活動等を推進する中核的団体である「老人クラブ」活動を促進するため、単位老人クラブや老人クラブ連合会への活動支援を行う	減少クラブ会員数が減少しているため、入会促進に努める
18	障がい者関係団体の活動支援事業	「身体障がい者福祉協議会」等の障がい者関係団体の活動支援を行う	継続して事業を実施する
19	社協だより・リーフレット発行事業	年4回全戸配布している「社協だより」について、福祉関連イベント情報や関係団体の紹介記事の掲載など、情報内容の充実を図る。また、社会福祉協議会の事業・活動の周知を図るためのリーフレットを作成する	社協だよりの充実と、3年ごとのリーフレットの更新を行う

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性
20	社会福祉協議会専門職の資質向上事業	社会福祉士や社会福祉主事等の福祉に関わる国家資格取得促進等により社会福祉協議会職員の資質向上を図る	専門職の資質向上と人材確保に努める
21	社会福祉協議会役員の資質向上事業	公正な法人運営を目的とした研修会及び先進地視察研修を行うなど、役員の資質向上を図る	地域福祉関連の基本知識向上と共通理解を深めるための研修・視察・協議等を行う
22	共同募金事業の運営 歳末たすけあい運動の推進事業	一人暮らし等の高齢者世帯やひとり親家庭、生活困窮世帯等に見舞金等を配布する「歳末たすけあい配分事業」について、民生委員や共同募金会等と連携して、見舞金・物品配布だけでなく、地域福祉活動の活用等も含めた事業のあり方を検討していく	地域福祉活動への活用等も含めた事業のあり方を検討する
23 新	地域貢献事業	地域福祉推進を担う各種団体と連携し、こども食堂・緊急貸付等を行う	市の既存のしくみで解決の困難な事案を会員法人の力を結集し社協が事務局として推進する
24 新	社会福祉法人及び団体の連絡調整事業	由布市内の社会福祉法人及び団体の連絡調整（理事会等社協法人関係会議は除く）をとり、地域福祉事業の促進を図る	各法人及び団体への情報提供やボランティア活動への参加の呼びかけや諸問題の調整を行う
25 新	地域福祉関連職員の研修	職員のスキルアップ研修などの実施・参加（人権研修会、制度改正研修会等）	外部研修への参加に加え、法改正等に対応した内部研修の実施
26 新	地域福祉関連職員の総務庶務	地域福祉関連職員（16名）労務管理及び勤怠管理 法人の財産管理、経理事務	社協の財産管理及び経理事務全般並びに人事、労務管理等の業務 各事業の進捗管理業務

基本目標 2

支えあいのしくみづくり

取り組み 1 地域コミュニティと支えあいのネットワークづくり

目標設定の背景

高齢者や障がい者、子育て家庭など、地域で手助けを必要としているさまざまな人たちを支えるためには、地域住民や各種関係団体が密接につながりあって支援するネットワークづくりが必要です。

そのためには、まずは地域にどのような支援を必要とする人がいて、どのような支援を行えばよいのか検討する必要があります。

本市においても人口減少や少子高齢化が進む中、高齢者や障がい者、子ども、子育て家庭等の支援のためには、より身近な単位で地域の関係者が連携しながら、支援を要する人を把握し、協力して支援していくネットワークは自治会活動が基盤となります。

関係団体ヒアリングからは、困ったときに相談できる人や助け合える人が身近にいない人が多く、近所付き合いが希薄な様子がうかがえます。一方、「高齢者などの要支援者がどこに住んでいるか分からない」といった意見や、「地域で困っている人がいても、支援の方援が分からない」「どこまで踏み込んでいいのか分からない」といった意見もありました。

取り組みの方針

- 市民・多機関・多分野の協働により、高齢者と障がい者が同じ場所で介護保険と障害福祉サービスを受けられる共生型サービスの推進等、高齢者、障がい者、子供、生活困窮者等のそれぞれの枠を超え、地域で生活する市民の誰もが、状況にあった支援を受けられる地域共生社会の実現に向け、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を推進します。
- 自治会への加入及び活動への参加促進を行い、地域コミュニティの形成を支援することに努めます。

- 小地域単位で、市民や関係団体が連携して、支援を要する人の把握や、支えあいのためのネットワークづくりに取り組み、高齢者の見守り活動を引き続き進めて、支援を要する人を特別視するのではなく、まずは同じ地域に住む住民同士として助け合う気持ちを持って関わりあっていけるよう、意識の啓発と要支援者を支えるきっかけづくりを進めます。
- 各自治会組織強化を図る一方、人口減少地域の役員のなり手等を解消するために、日常生活圏域を考慮した単位でのコミュニティを念頭に、まちづくり協議会の設立を支援します。

取り組みの役割分担

自 助 (市 民)	<ul style="list-style-type: none"> ① 自治区等の身近なところでの支えあい活動に積極的に参加しましょう。 ② 隣近所に住む人に関心を持ち、声かけや日頃のあいさつなどを通じた交流を深め、地域にどのような人がいるのか把握しましょう。 ③ 困りごとを自分や家庭の中だけで抱え込まないようにしましょう。 ④ 一人暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、子育て家庭や障がい者がいる世帯など、困りごとを抱えている人がいたら、民生委員・児童委員等の地域の相談役に相談してみましょう。
共 助 (地域・団体)	<ul style="list-style-type: none"> ① 自治委員や民生委員・児童委員は、地域の要支援者を定期的に訪問するなど、要支援者の状況を把握しましょう。 ② 自治区等で地域の課題や解決策などを話し合う機会をつくりましょう。 ③ 地域で見守り活動などを行っている団体同士が連携して、より効果的な活動を行いましょう。
公 助 (社協)	<ul style="list-style-type: none"> ① 市と連携して、小地域単位での支えあいネットワークづくりに取り組みます。 ② 困りごとを抱える家庭等の課題を把握し、必要な支援につなげます。
公 助 (市)	<ul style="list-style-type: none"> ① 自治会への加入及び活動への参加促進を行い、地域コミュニティの形成を支援します。 ② 地域福祉推進に関する課題を把握し、必要な支援のネットワークにつなげます。 ③ 「由布コミュニティ（地域の底力再生）事業」等で、市民と協働した地域コミュニティづくりを推進します。 ④ 社会福祉協議会と連携して、地域の支えあいネットワークづくりに取り組みます。

《社会福祉協議会の主な事業》

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性
27	小地域福祉ネットワークづくり事業	民生委員や自治会等と連携して、小地域で高齢者や障がい者等の困りごとを抱える家庭を見守り、支援するネットワークづくりを行う	生活支援コーディネーターとリンクした活動を今後も継続して実施する
28	要支援者の実態把握の支援事業	民生委員等と連携して、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の実態調査を行う	今後も継続した取り組みを行いながら、災害時における行政との連携を図る
29	高齢者見守り支援事業	一人暮らし高齢者等の安否確認や孤独感の解消のための見守りを行うため、地域住民や関係団体はもとより、一人暮らしの人と接点のある企業・事業者等も含めた連携・協力体制づくりに努める	地域企業の参加に向けた取り組みを強化する

取り組み2 交流・福祉活動の場づくり

目標設定の背景

地域福祉に関わる取り組みを進めるためには、地域の中で住民同士が交流したり、さまざまな団体等が福祉活動を行う拠点となる「場」が必要になります。

関係団体ヒアリングでは、誰もが気軽に集まることのできる場所が少ないことや、子どもを持つ保護者同士の交流の場、世代間交流の場が少ないといった指摘がありました。支えあう地域づくりのためには地域の人々が知り合う機会を設けることが必要だと感じている人が多くなっています。こうした交流の「場」づくりについては、既存の地域資源が持つ特徴や強みを活かした取り組みが必要といった提案も出されました。

取り組みの方針

- サロンや公民館活動などを通して、日ごろの居場所づくりを推進し、日中独居、地域からの孤立といった状況の解消を図ります。
- 地域の居場所づくりにあたっては、地域の団体や、市民との協働による活動・運営に努め、地域に応じた居場所の確保に努めます。
- 公民館・集会所や各種体育施設等既存の地域資源を活かしながら、今後もハード・ソフト両面からの利便性の向上に努め、地域の交流や福祉活動の拠点・場づくりに取り組みます。



写真 サロン開催風景



写真 こども食堂風景

取り組みの役割分担

自 助 (市 民)	<ul style="list-style-type: none"> ① 公民館や集会所などの地域の施設を、交流活動や集いの場として活用しましょう。 ② 地域で交流できる施設や「場」の管理・運営に参画しましょう。
共 助 (地域・団体)	<ul style="list-style-type: none"> ① 公民館や集会所などの地域施設が使いやすいものとなるよう、これらの施設の管理・運営に取り組みましょう。 ② 福祉施設などは、管理する施設を地域の活動の場として開放したり、地域との交流事業を行いましょう。
公 助 (社 協)	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉活動の拠点として、公民館等の身近な施設を活用します。 ② 地域の資源を活かした新しい活動拠点づくりを検討していきます。 ③ 市民の交流や仲間づくりのために、「こども食堂」やサロンなどを市民や地域福祉推進団体と協働で実施します。
公 助 (市)	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域福祉活動の拠点として、公民館等の身近な施設の活用を支援します。 ② 地域の資源を活かした新しい活動拠点づくりを支援します。 ③ 身近な地域の拠点である公民館・集会所等の整備に努めます。 ④ 健康増進や介護予防も含めた集いの場づくりを支援します。 ⑤ 「指定管理者制度」により、民間活力を活用しながら市民が利用しやすい施設づくりを推進します。

《社会福祉協議会の主な事業》

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性
30 新	地域貢献事業(こども食堂)	地域福祉推進を担う各種団体と連携し、こども食堂を行う	市の既存のしくみで解決の困難な事案について会員法人の力を結集して社協が事務局となって推進する

基本目標 3**利用しやすい福祉サービスのしくみづくり****取り組み 1 福祉情報提供の充実****目標設定の背景**

福祉に関わる制度やサービスの内容は、社会情勢等に応じてめまぐるしく変化していくため、さまざまな方法で、誰にとってもわかりやすい情報を提供していくことが必要です。しかし、市民意識調査では、サービスが充足しているかわからないと答えた人は、福祉サービスを利用する際に不都合を感じた理由として、「福祉サービスに関する情報が入手しづらかった」などの意見あり、利用者本位の福祉サービスのためには「福祉サービスに関する情報提供の充実」をあげる人が多く、情報提供体制の充実が求められています。

関係団体ヒアリングにおいては、地域の中で実施されるサービスは、市民の声を十分聴くところから始まるとの意見が出され、市民や団体との情報交換や積極的な情報発信が望まれています。

取り組みの方針

- すべての市民が、福祉制度やサービスについての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、さまざまな手段や機会を活用して情報提供します。また、高齢者や障がい者などにも必要な情報が行き届くように配慮した情報提供の方法を検討します。
- 適切な情報発信をはかるため、市民ニーズの把握や、必要とされる情報の簡素化など、利用者の利便性を考慮した情報発信に努めます。

取り組みの役割分担

<p>自 助 (市 民)</p>	<p>① 福祉制度やサービスに関心を持ち、情報収集しましょう。 ② 福祉制度の説明会等に積極的に参加しましょう。 ③ 入手した情報は、積極的に周囲に伝えるなど情報提供しましょう。</p>
<p>共 助 (地域・団体)</p>	<p>① 自分たちの団体の活動や提供するサービスの内容等について、わかりやすく情報提供しましょう。 ② 困りごとを抱えている人に対して必要な情報を伝え、サービス利用につながるよう支援しましょう。</p>
<p>公 助 (社 協)</p>	<p>① 社会福祉協議会で実施する福祉サービスや福祉活動について社協だよりや市報、ホームページや各種団体会議等でできる限りの情報提供に努めます。 ② 社会福祉協議会が発行する社協だよりや福祉リーフレット・ガイドブック等は、読みやすくわかりやすいものとなるよう配慮して情報提供します。</p>
<p>公 助 (市)</p>	<p>① 行政で実施する福祉サービスや福祉活動について市報や社協だより、ホームページや各種団体会議等でできる限りの情報提供に努めます。 ② 障がい者に対する情報提供として、広報やリーフレット等の点訳・音訳や、点訳・音訳等を担う人材育成に努めます。 ③ 市報への福祉の特集掲載や、福祉リーフレット・ガイドブック・ゆふいんラジオ等で情報提供していきます。 ④ 市報やパンフレットなどの情報については、読みやすくわかりやすいものとなるよう配慮します。</p>

《社会福祉協議会の主な事業》

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性
31 再掲	社協だより・リーフレット発行事業	年4回全戸配布している「社協だより」について、福祉関連イベント情報や関係団体の紹介記事の掲載など、情報内容の充実を図る。また、社会福祉協議会の事業・活動の周知を図るためのリーフレットを作成する	今後も社協だよりの充実と、3年ごとのリーフレットの更新を行う

取り組み2 福祉相談体制の充実

目標設定の背景

第2期計画では、市民が地域で安心して生活し続けるために、さまざまな困りごとを気軽に相談できる体制づくりを進めてきました。現在、相談の対象者に合わせた専門性を重視した相談窓口が設置されています。しかし、相談内容の多様化や複雑化したものが増えてきています。福祉に関する相談は、福祉課や保険課、健康増進課、子育て支援課、社会福祉協議会等の窓口をはじめ、地域子育て支援センターや地域包括支援センター、障害者相談支援事業の相談機関等、認知症事業での相談、生活困窮者支援相談、就労者相談などの事業により相談員が配置されています。市民の相談事がスムーズに解決できるよう、さまざまな相談窓口間の連携を強化し、課題解決のための対策を協議していくよう取り組んできました。

団体ヒアリングでは、合併後組織の一本化により相談窓口が遠くなったとの意見もあり、地域での悩み事を受ける相談窓口の周知と適切な対応のための連携の整備が必要といった課題が出ました。利用者本位の福祉サービスのために、利用者が最適なサービスを選択できるような相談支援体制の整備などの取り組みが引き続き必要です。

また、市では、平成27年4月から施行した「生活困窮者自立支援法」に伴い、生活困窮者自立相談支援員を設置し、生活困窮者の相談を受付けるとともに、一般就労に結びつきにくい人に対する就労支援や家計相談を行っています。相談者の中には、複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれ、必要な支援を受けられない状態にある人や相談者個人だけでなく世帯全体で複合的課題を抱えている状況もあります。地域住民・社協・行政・民生委員・児童委員・地域包括支援センターハローワーク等関係機関が連携し、世帯の状況に応じた支援を行っていく必要性があります。

平成26年1月施行の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、子どもの将来がその生まれ育った環境により左右されることなく、貧困状況にある子ども健やかに成長できる環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

取り組みの方針

- 市民の相談事がスムーズに解決できるよう、さまざまな相談窓口間の連携を強化し、課題解決のための対策を協議していくように取り組みます。
- 生活に困っている人が、自立して安定した生活を送れるように、相談・支援の充実を図るとともに関係機関との連携を強化し各種支援に努めます。
- 生活困窮者の早期発見や見守りのための地域づくり体制の構築を推進します。

取り組みの役割分担

自 助 (市 民)	<ul style="list-style-type: none"> ① 一人で悩まず、家族や友人等の身近な人に相談しましょう。 ② 市や社会福祉協議会等の相談窓口や民生委員・児童委員等の地域の相談役に気軽に相談しましょう。 ③ 困っている人や悩んでいる人がいたら、声かけを行いましょう。 ④ 生活困窮者への支援制度について理解を深めましょう。
共 助 (地域・団体)	<ul style="list-style-type: none"> ① 民生委員・児童委員や自治区役員等は、身近な地域の相談役として活動しましょう。 ② その他の関係団体も、それぞれの活動の中で、市民の相談事などに対応しましょう。 ③ 地域で相談援助活動を行う民生委員・児童委員、自治区役員、各種関係団体等は、地域の相談役として、活動内容の充実と、その周知に努めましょう。
公 助 (社 協)	<ul style="list-style-type: none"> ① 身近な地域で、福祉に関するさまざまな相談に対応できる窓口・体制づくりに取り組みます。 ② 研修等により相談員の資質向上に努めます。 ③ 地域包括支援センター（高齢者福祉）、障がい者相談支援事業（障がい者福祉）などの、分野ごとの専門相談機関について、市民への周知と利用促進に努めます。 ④ 研修等により各種相談員の資質向上を図ります。
公 助 (市)	<ul style="list-style-type: none"> ① 身近な地域で、福祉に関するさまざまな相談に対応できる窓口・体制づくりに取り組みます。 ② 研修等により相談員の資質向上に努めます。

公 助 (市)	③ 福祉だけでなく、健康や教育等の多様な分野と連携し、それぞれの各種相談事業や訪問事業等を通して、生活困窮状態にある人の早期把握・早期発見に努めます。 ④ 相談を待つだけでなく、日頃から地域や各種関係機関・団体と連携を図り、アウトリーチ（訪問支援）活動を推進します。 ⑤ 経済的支援を必要とする生活困窮者を早期に支援するため、ハローワークと連携し、就労、その他の自立に関する相談支援を行います。
--------------	---

《社会福祉協議会の主な事業》

施策 No.	施 策 名	施 策 概 要	今後の方向性
32	心配ごと相談事業	市民の日常的な生活課題に関する相談等にすみやかに対応できるよう、相談体制の充実や相談員の資質・技術向上を図る	継続して事業を実施する
33	地域包括支援センター事業（ケアマネジメント等）	地域包括支援センターとして高齢者の介護等に関わる相談やサービス調整、ケアマネジャーへの指導や支援を行う	継続して事業を実施する
34	高齢者総合相談事業	ケアマネジメント以外の、高齢者の生活に関わるさまざまな生活課題に対応するため、訪問や関係団体との連携等により、必要なサービス利用につなげるなどの総合的な相談・支援に努める	継続して事業を実施する
35	障がい者相談支援事業	障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や援助を行い、障がい者の地域生活を支援する	継続して事業を支援する

取り組み3 福祉サービスの充実

目標設定の背景

少子高齢化社会の到来、家庭や地域機能の変化に伴い、福祉サービスに対するニーズは多様化しています。よりきめ細やかに対応するために、サービス事業者と連携して、質・量ともに十分なサービスを確保していくことが求められています。

また、現在、各福祉事業所では、介護人材等の不足が深刻化しており、ニーズに応じたサービス提供やサービスの充実に影響を及ぼしているため、介護人材等の資質の向上・育成・確保方法を見出す必要があります。

関係団体ヒアリングにおいても、地域福祉推進のために今後取り組むべきこととして、高齢者や障がい者、子育て支援等の福祉サービスの充実を求める声があり、住民が安心して地域のなかで生活していくためには、困ったときに必要な支援が受けられる各種福祉サービスの充実に最も期待が大きい状況です。

要介護状態となっても、住み慣れた地域で人生最後まで自分らしい暮らしを続けることができるようにするためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる進化と推進が必要であり、この考え方に基づいた安心できる福祉サービスの展開が重要となります。

本市においては、「子ども子育て支援計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい者基本計画及び障がい福祉計画」、「いきいき健康プラン（健康増進計画・食育推進計基本計画・母子保健計画）」「国保データヘルス計画」等を策定し、各種保健福祉サービスの充実を図っています。また、制度ごとに縦割りで福祉サービスを提供する体制に加え、高齢者・障がい者・子ども子育て等の福祉サービスを総合的に提供する、多機能型の共生型サービスの展開も新たな取り組みとして注目されています。

地域福祉活動の推進主体のひとつである社会福祉協議会の役割は、福祉ニーズが高まる中でその中核的な役割が求められています。今後も地域福祉の推進に不可欠な組織となることは明らかであり、社会福祉協議会活動の充実は、地域福祉を維持向上する上で、重要な取り組みとなります。

取り組みの方針

- 住まい・医療・介護・介護・予防・生活支援等の個別支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」に基づいた福祉サービスの提供のため、関係機関との連携と相談支援体制の整備に努めます。
- 福祉事業所や関係機関等と連携し、介護人材等の育成・確保、資質の向上についての取り組みを推進します。
- 社会福祉協議会活動を通して、市民や地域と密接した関わり合いの中から、支えあい助け合いによる各種法定福祉サービス以外の地域福祉に関わる独自事業の実施に努めます。
- 地域福祉推進を担う団体等と協力し、地域の福祉推進に取り組むことのできる連携体制の構築に取り組みます。

取り組みの役割分担

自 助 (市 民)	<ul style="list-style-type: none"> ① 行政やサービスを提供する事業者等に対して、サービスについての意見や要望、アイデアを積極的に伝えましょう。 ② 自分の生活に関わるさまざまな福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。
共 助 (地域・団体)	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉サービス事業者は、サービス利用者の意見・要望を的確に把握し、よりよいサービス提供に努めましょう。 ② 福祉サービス事業者は、サービス従事者研修を行い、従事者の意識啓発や技術向上を図りましょう。 ③ 福祉サービス提供者同士が集まり、地域の課題やその解決策について情報交換を行うなど、関係者同士のネットワークづくりに取り組みましょう。 ④ 福祉サービス事業者は、地域との交流を促進する等、地域への貢献活動を行いましょう。 ⑤ NPO等は福祉サービス事業に積極的に参入しましょう。
公 助 (社 協)	<ul style="list-style-type: none"> ① 行政と連携しながら、介護サービスや障がい者福祉サービス等の法定福祉サービスを提供します。 ② 福祉サービスや制度等に対する市民の意見・要望、アイデアを積極的に聞き、サービスの提供方法・内容を工夫していきます。 ③ 研修等の受講により、社会福祉協議会職員の資質向上を図ります。

公 助
(市)

- ① 必要な支援・サービスを提供するため、福祉施設等の広域的な利用等について近隣市町との連携を図ります。
- ② 地域での生活に不安のある方々に対して、在宅介護に必要な施策やサービスの提供に努めます。
- ③ 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい福祉計画及び障がい者基本計画」、「子ども子育て支援事業計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの基盤整備を進めます。
- ④ サービス提供事業者等と連携して、介護人材等の育成、サービス従事者の確保、研修による資質向上、サービス従事者同士の連携等を支援します。
- ⑤ 福祉サービスや制度等に対する市民の意見・要望、アイデアを積極的に聞き、サービスの提供方法・内容を施策に反映していきます。
- ⑥ 研修等の受講により、行政職員の資質向上を図ります。
- ⑦ 福祉・保健・医療と生活支援に関する他分野との連携を図り、適切な福祉サービスの提供を図ります。
- ⑧ 介護サービスと障がい福祉サービス等を一本化した、共生型サービス等の導入支援に努めます。

《社会福祉協議会の主な事業》

施策 No.	施策名	施策概要	今後の方向性
36	介護・高齢者保健福祉サービスの充実	介護保険法等に基づき、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」にそって、介護保険サービスやその他の高齢者保健福祉サービスを提供する	介護予防を推進し、高齢者の在宅自立支援を促進する
37	福祉サービス従事者の確保・養成	福祉人材が不足しているため、確保・養成に取り組む	継続して人材の確保・養成に努める
38	親子ふれあい事業	民生委員・児童委員と連携して、母子・父子等のひとり親家庭を対象に、バス旅行等により親子のふれあいの機会を提供する	継続して事業を実施する
39	車いす・ベッド貸出事業	寝たきりや重度障がい者の在宅生活を支援するため車いすやベッドの貸し出しを行う	ベッドの修理や更新及び保管場所等の検討を行いながら、今後も継続して実施する
40	高齢者配食サービス事業	一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等に対して、食事を宅配し、食生活の改善と健康増進を図るとともに、訪問の際に安否確認を行う	事業趣旨を周知し、利用者の拡大を図り、食生活の改善と安否確認をすすめる
41	社会福祉協議会生活福祉資金貸付	県社協とも連携しながら、一人暮らし等の高齢者世帯や障がい者、生活困窮世帯等に生活資金の貸付を行い、経済的自立等の生活の安定を図る	継続して事業を実施する

取り組み4 権利擁護対策の推進

目標設定の背景

高齢化や核家族化の進行等に伴い、認知症高齢者の財産管理等の問題や、子育て不安等からくる児童虐待の問題等、権利擁護に関わる問題が増加しており、国においては「児童虐待防止法」や「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」等の法整備が進められてきました。

地域の中では、要介護状態や認知症、虐待等の様々な課題が存在し、自己判断ができず、生活困難な状況に陥っている高齢者や障がい者が増加しています。福祉サービスの利用にあたっては、利用者がさまざまなサービス提供者を自由に選べる反面、高齢者や障がい者、児童等、サービス利用に際して手助けが必要な人については、適切な利用を援助するためのしくみが不可欠となります。

また、DV(家庭内暴力)、児童虐待や高齢者虐待等の人権侵害は表に出ることが少なく、家庭内の問題として潜在化する傾向があります。

市民意識調査では、弱い立場にある人の権利や人権を守るしくみづくりを求める声が多い一方で、利用者の権利を守る成年後見制度や日常生活自立支援事業等の認知度は全体の2割にとどまっています。関係団体ヒアリングにおいては、地域の高齢者や障がい者からの相談に積極的に対応する姿勢があっても、適切な援助方法に不安があることから、自ら通報することができない被害者をいち早く発見、通報出来るような体制整備の必要性を訴え、地域の住民の情報提供の検討が必要との声が多く上がっています。

本市においても、高齢者、障がい者、児童等の分野ごとに、社会福祉協議会をはじめとした各分野の関係団体と連携して、権利擁護のためのネットワーク構築に取り組んでいます。

取り組みの方針

- 判断力が不十分な人に係る権利の保護や行使を支援するため、認知症や障がい者等に対する理解の促進、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知、普及に努めます。
- 高齢者や障がい者、子ども等への虐待防止のため、介護状況の把握や介護者・保護者等への支援に取り組みます。
- 今後も、市民が必要なサービスを適切に選び、利用できるよう、様々な権利侵害から利用者の権利を守る取り組みを進めるとともに、サービス利用に際して発生するトラブル等を適切に解決するための苦情相談・解決のしくみづくりに取り組みます。

取り組みの役割分担

<p>自 助 (市 民)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 成年後見制度などの、サービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深めましょう。 ② 悪質商法や振り込め詐欺等の新たな消費者問題について関心を持ち、被害にあわないよう注意しましょう。 ③ 隣近所や周囲の異変に気づいたら早急に民生委員・児童委員や行政機関に連絡しましょう。 ④ サービス事業者やサービス内容に関する意見や苦情は抱え込まずに、行政やサービス事業者に伝えましょう。
<p>共 助 (地域・団体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① サービス事業者は、サービス利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。また、利用者からの苦情に対する相談体制づくりに取り組みましょう。 ② サービス事業者は、サービスの自己評価や第三者評価を利用し、評価結果を積極的に情報公開しましょう。 ③ 日常生活の困りごとがある人を地域で把握し、市や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等関係機関の必要な支援へつなげましょう。 ④ DV や虐待に関する情報があった場合には、速やかに関係機関へ連絡しましょう。 ⑤ 地域で人権や権利に対する理解を深め、人権尊重の心を育みましょう。 ⑥ 支援が必要な方に支援の手が差し伸べられるよう、地域における見守りネットワークづくりを進めましょう。 ⑦ 認知症や障がい者に関して、正しい知識と理解を得られるよう、認知症サポーター養成講座等の研修会を開催しましょう。
<p>公 助 (社 協)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用が必要な人を把握し、利用につなげます。 ② 市と連携して、成年後見制度等の権利擁護に関連する制度・事業の周知と利用促進に努めます。

公 助 (市)	① 成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用が必要な人の把握のために、利用方法の周知に努めます。 ② 虐待防止への理解推進と相談窓口の周知と理解の普及・相談窓口の周知を図り、虐待防止に努めます。 ③ 社会福祉協議会と連携して、成年後見制度等の権利擁護に関連する制度や事業の周知及び利用実態の把握と状況にあったしくみの創設に努めます。 ④ 悪質商法から高齢者や障がい者等を守るため、消費者問題に対する情報提供や被害防止についての啓発、消費者相談等の充実に努めます。 ⑤ 権利擁護センターの設置を視野に入れ、成年後見のネットワークの創設や成年後見制度利用と後見支援の基盤づくりに努めます。
--------------	---

《社会福祉協議会の主な事業》

施策 No.	施 策 名	施 策 概 要	今後の方向性
42	成年後見制度利用促進事業	市、社会福祉協議会、その他の関係団体等の連携により、制度の周知と利用促進に努める	市の成年後見制度基本計画策定にたずさわるとともに、制度の利用促進に努める
43	日常生活自立支援事業	金銭管理ができない人等の自立支援として金銭の出し入れや公共料金の支払い支援等を行う「日常生活自立支援事業」について制度の周知と利用促進を図るとともに、生活支援員の確保・養成に努める	継続した事業実施に向け、支援員の確保に努める。保護等の行政との連携を図る

第3部

計画の推進に
向けて

1. 市民との協働

基本方針にも示したとおり、この計画は、地域福祉の基本方針を定めたものであり、本計画に基づき、福祉のまちづくりを推進するにあたっては、市民・関係団体等との協働が不可欠となります。

このため、計画推進にあたっては、行政及び社会福祉協議会と、市民、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、自治区、老人クラブ等の地域の組織、福祉サービス事業者等とが協働して、地域に根ざした取り組みを進めていきます。

2. 市と社会福祉協議会との連携

この計画は市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に定めた計画であることから、推進に際しても、市と社会福祉協議会が緊密に連携しながら、地域福祉の取り組みを進めていきます。

3. 計画の進行管理

この計画は、地域福祉全般に関わる理念や基本方針を定めた計画であり、推進に際しては、社会福祉協議会をはじめ、市の関係各部署が連携し、同一の方向性を持って進めていくことが必要です。

このため、計画の進行管理にあたっては、それぞれの担当部署で、年度ごとの進捗状況を把握・評価し、その後の計画の推進に努めていきます。また、全体の概要については、地域福祉計画策定委員会を引き続き設置し、進捗状況の管理や計画の見直し等について検討します。

4. 計画内容や進捗状況の周知

この計画を推進するためには、市民や関係団体等が計画の内容を知り、行動してもらうことが必要です。

このため、ダイジェスト版を作成し、広く市民に周知し、パンフレット、ホームページ等の媒体を使った広報などを、各種行事等の機会を活用して、計画の周知・浸透を図ります。

また、計画の点検・評価結果等の進捗状況に関わる情報についても、広く周知するよう努めます。

資料編

1. 由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年10月30日

由布市長 相馬 尊重

由布市告示第 号

由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、由布市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を調査、検討し、市民等の意見を反映させるため、由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療・保健経験者
- (3) 福祉関係者
- (4) 市民関係団体
- (5) 市社会福祉協議会代表
- (6) 市職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことが出来ない。

(ワーキング会議)

第6条 委員会の下に、次に掲げる事務を処理するため、関係課職員等による由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定庁内ワーキング会議（以下「ワーキング会議」という。）を置く。

(1) 委員会が調査審議を行う際に必要となる事務

(2) 計画に関する事務

(3) その他委員長が必要と認める事務

2 ワーキング会議は、計画に関係するその他の各種計画の主管課職員で当該主管課長が推薦する者、市社会福祉協議会事務局長が推薦する者その他委員長が必要と認める者で組織する。

3 ワーキング会議は、福祉課長が招集し、会務を総括する。

4 福祉課長は、ワーキング会議の結果を委員長に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、第2条に定める所掌事務に関し、その進捗状況を、市長に報告するものとする。

2 委員長は、当該所掌事務が完了したときは、完了報告書を作成し、市長に報告するものとする。

(謝金の支払)

第9条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払うことができるものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

2. 由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

番号	氏名	構成	役職	備考
1	田松嘉香	挾間町民生児童委員協議会	会長	
2	首藤善友	庄内町民生児童委員協議会	会長	副委員長
3	荻孝良	湯布院町民生児童委員協議会	会長	
4	河野英子	由布市主任児童委員連絡会	代表	
5	後藤久生	由布市自治委員会連合会	会長	
6	江藤清志	由布市老人クラブ連合会	会長	
7	衛藤義昭	由布市身体障害者福祉協議会連合会	会長	
8	仲間俊行	由布市介護支援専門員協会	会長	
9	土師壽三	由布市社会福祉法人連絡会議	会長	委員長
10	河野尚登	由布市社会福祉協議会	事務局長	
11	佐藤公教	由布市健康福祉事務所	所長	
12	馬見塚量治	子育て支援課	課長	
13	生野浩一	健康増進課	課長	

第3期由布市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月 平成30年3月

発行者 由布市福祉課

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地
(由布市役所本庁舎)

電話 097-582-1111 / FAX 097-582-1343
